

第 2 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

平成25年4月25日

閉 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 2 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

平成25年4月25日(木曜日)

午後1時59分開議

午後3時22分休憩

午後3時28分開議

午後5時5分閉会

本日の会議に付した事件

平成25年度主要事業等の説明

出席委員(8人)

委員長 高野洋介
副委員長 九谷高弘
委員 山本秀久
委員 早川英明
委員 荒木章博
委員 松田三郎
委員 鎌田聡
委員 前田憲秀

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 田崎龍一
教育理事 柳田幸子
総括審議員兼教育指導局長 瀬口春一
教育総務局長 柳田誠喜
教育政策課長 能登哲也
学校人事課長 山本國雄
社会教育課長 石川仙太郎
文化課長 小田信也
施設課長 清原一彦
高校教育課長 上川幸俊
政策監兼高校整備推進室長 田村真一
義務教育課長 緒方明治
特別支援教育課長 高橋次郎

人権同和教育課長 池田一也

体育保健課長 平田浩一

警察本部

本部長 西郷正実

警務部長 黒岩操

生活安全部長 浦次省三

刑事部長 浦田潔

交通部長 木庭強

警備部長 吹原直也

首席監察官 吉長立志

参事官兼警務課長 福田泰三

参事官兼会計課長 牧野一矢

理事官兼総務課長 奥田隆久

理事官兼監察課長 村上文明

参事官兼生活安全企画課長 甲斐利美

参事官兼刑事企画課長 林修一

参事官兼交通企画課長 高山広行

理事官兼交通規制課長 安武秀則

参事官兼警備第一課長 佐藤正泉

事務局職員出席者

議事課課長補佐 小夏香

政務調査課主幹 山鹿公嗣

午後1時59分開議

○高野洋介委員長 それでは、ただいまから第2回教育警察常任委員会を開会いたします。

それでは、開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

さきの委員会におきまして委員長に選任いただきました高野洋介でございます。今後1年間、九谷副委員長とともに、誠心誠意円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。委員各位におかれましても御指導、御鞭撻をい

ただくとともに、教育長、警察本部長を初めとする執行部の皆様におかれましても御協力のほどよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。

続きまして、九谷副委員長から挨拶をお願いします。

○九谷高弘副委員長 同じくさきの委員会におきまして副委員長に選任いただきました九谷でございます。今後1年間、高野委員長を補佐し、一生懸命円滑な委員会運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。また、委員の先生各位、そして執行部の皆様方、御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○高野洋介委員長 本日の委員会は、執行部を交えての初めての委員会でありますので、執行部の幹部職員の自己紹介をお願いいたします。

なお、自己紹介は課長以上をお願いし、審議員、課長補佐につきましては、お手元の委員会資料の幹部職員名簿で御承知おきいただきたいと思っております。

それでは、教育委員会田崎教育長から順次お願いいたします。

（田崎教育長、柳田教育理事～平田体育保健課長の順に自己紹介）

○高野洋介委員長 次に、警察本部の自己紹介をお願いいたします。

（西郷警察本部長、黒岩警務部長～坂口機動隊長の順に自己紹介）

○高野洋介委員長 以上、このメンバーで審議を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、教育委員会、警察本部の順に主要事業等の説明に入りますが、質疑につつま

しては、執行部の説明終了後、一括して受けたいと思います。

また、本日の説明等を行われる際、執行部の皆さんは着席のままで行ってください。

それでは、教育長から総括説明をお願いし、続いて、各担当課長から資料に従い順次説明をお願いします。

初めに、田崎教育長。

○田崎教育長 よろしくをお願いいたします。座って説明させていただきます。

委員の皆様方には、平素から教育行政全般にわたりまして、深い御理解と御支援をいただいておりますことに対し、この場をおかりして厚くお礼を申し上げます。

先般、県立高校に通う女子生徒がみずから命を絶つという事案が起きました。前途あるとうい命が失われたことはまことに残念であり、大変悲しく思っております。心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族の悲しい思いに寄り添い、御遺族の思いに沿って真摯に対応していきたいと考えています。

各学校においては、入学式、始業式もとり行われ、新しい年度のスタートを切ったやさきの出来事であり、かけがえのないとうい命が失われたことを大変厳しく受けとめて、命を大切にする教育を一層強化していく必要があると考えております。

県教育委員会では、今回の事案発生を受け、4月、県立学校長会議において、連休前に、校長みずから、生徒に対して、命のとうとさや大切さについて直接訴えかけることや生徒の自尊感情を高めるような取り組みについて指導をしたところです。

さらに、これまでの研究をもとに、新たに「命を大切にする心」を育む指導プログラムを作成しているところです。

このプログラムは、児童生徒の豊かな心を育成するためのかなめとなる道徳の時間や各

教科の授業、豊かな人間性や社会性を育成する特別活動の時間、高等学校のホームルーム活動を組み合わせたものとして構成しています。

県教育委員会では、5月の連休明け早々にも、県内全ての学校で「命を大切に作る心」を育む指導プログラムを実践し、例えば、乳幼児や人生の先輩たちと触れ合ったり、医師や看護師などから命に関する話を聞く機会を持ったりすることなどを通して、子供たち一人一人に、みずからの生き方を考え、かけがえのない自他の命を尊重する心を育むことができるよう、指導の徹底を図ってまいります。

さて、教育委員会では、平成21年2月議会で議決をいただいて策定しましたくまもと「夢への架け橋」教育プランに沿って、さまざまな施策を展開しておりますが、本年度、5カ年計画の最終年を迎え、目標達成に向け、スピード感を持って着実に推進してまいります。

これに連動しまして、本年度策定を予定しております次期教育プランにつきましては、これまでの取り組みの検証やこの5年間の状況の変化を踏まえて、より実効性の高い計画として取りまとめたいと考えておりますので、委員の皆様には、大所高所からさまざまな御助言等を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

今後とも、学校、家庭、地域社会と連携しながら、子供たちのためという視点に立って、知恵を絞り、汗をかきながら、教育委員会一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、本年度教育委員会が取り組みます主要事業等につきまして、担当課長から説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○能登教育政策課長 教育政策課でございま

す。

お手元の説明資料、平成25年度主要事業及び新規事業をごらんください。

まず、1ページ目から8ページまでは、教育委員会の組織機構や分掌事務でございますので、説明は省略させていただきます。

9ページをお願いいたします。

教育委員会全体の平成25年度当初予算総括表でございます。

一般会計予算は総額1,530億7,900万円余となっております。前年度比で19億7,300万円余の減となっております。

各課別の内訳は表のとおりでございます。

一般会計に熊本県立高等学校実習資金特別会計及び熊本県育英資金等貸与特別会計の2つの特別会計を加えました当初予算総額は1,548億300万円余となりまして、前年度比で20億3,700万円余の減となっております。

この後、各課から主要事業及び新規事業を説明いたします。

初めに、教育政策課でございます。

10ページをお願いいたします。

上段の教育振興基本計画策定事業でございます。

本県の教育振興基本計画でございます、くまもと「夢への架け橋」教育プランに引き続き、今後目指すべき教育振興策を総合的に取りまとめた次期計画を策定するものでございます。

庁内の幹事会や外部有識者による検討委員会等を開催しまして、計画案の検討を進めてまいります。

なお、今年度、2月議会には次期計画案を御提案いたしまして、策定したいと考えております。

下段の教育振興基本計画推進事業でございます。

くまもと「夢への架け橋」教育プランの推進を図るもので、事業内容といたしまして、1の進捗管理を行う推進委員会を開催すると

ともに、2のくまもと教育の日の取り組みや3の知事の出前ゼミなどを実施するものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

「授業マイスター」認定事業でございます。

事業内容の1に記載しておりますとおり、授業力に秀でた教員を授業マイスターとして認定いたしまして、公開授業や研修会等を通じまして、県内の教員に授業スキルを伝承し、本県教員の指導力向上を図るものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

熊本県教育情報化推進事業でございます。

事業目的に記載しておりますとおり、児童生徒の情報モラルを含めた情報活用能力の育成とICT、いわゆる情報通信技術を活用いたしました確かな学力の定着、教員の負担感軽減につながる校務の情報化の3つの視点から、教育活動全般における情報化を推進するものでございます。

事業内容1のICT機器やネットワーク等の情報環境の整備のほか、事業内容5に記載しましたとおり、今年度は、新たに、未来の学校創造プロジェクトといたしまして、タブレットパソコンや学習者用デジタル教科書等の有効活用に関する調査業務に取り組んでまいります。

次に、13ページをお願いいたします。

上段の教職員福利厚生事業は、公立学校共済組合熊本支部が行います人間ドック及びメンタルヘルスなどの福利厚生事業に対しまして、公立学校共済組合熊本支部に補助金を交付するものでございます。

下段の教職員住宅建設償還金及び財産処分費は、教職員住宅の維持管理を行うもので、事業内容1の平成8年度から13年度までに建設いたしました住宅に係る償還金や、2の廃止教職員住宅の売却手続に要する経費でございます。

教育政策課は以上でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山本学校人事課長 学校人事課でございます。

説明資料の14ページをお願いいたします。

教育サポート事業でございます。

事業目的は、退職教員等の知識や経験を活用し、小中学校においては、不登校の解消や児童生徒の学力充実を図るとともに、特別支援学校においては、特に、重度・重複障害を有する児童生徒への教育支援体制の充実を図ることでございます。

事業内容は2つございまして、1つが、小中学校サポーターでございます。これは、小中学校に非常勤講師を配置し、教室外登校者の学習指導や問題行動のある児童生徒の支援などを行うものでございます。各教育事務所に38人を配置しております。

なお、うち19人は、国の緊急雇用創出基金を活用して配置をしております。

もう一つが、特別支援学校サポーターでございます。これは、県立の特別支援学校に非常勤の介助員を配置し、重度・重複障害学級の児童生徒の食事、排せつ、教室移動など、日常生活の支援を行うものでございます。特別支援学校の重度・重複障害学級に計33人を配置しております。

なお、うち20人は、国の緊急雇用創出基金を活用して配置をいたしております。

学校人事課は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○石川社会教育課長 社会教育課でございます。

説明資料の15ページをお願いいたします。

「親の学び」推進事業は、家庭教育の重要性の啓発、親としての責任や子育て知識の学習機会の提供などを行い、家庭の教育力の向上を図るものでございます。

事業内容としましては、1の(1)のとおり、くまもと「親の学び」プログラムの進行役養成講座の開催やプログラムトレーナーの育成、派遣等を行い、プログラムの普及啓発を推進します。

また、くまもと家庭教育支援条例の施行に伴いまして、1の(3)のとおり、今年度から家庭教育支援功労者・優良団体の表彰を行うとともに、条例の普及啓発のため、5にありますとおり、広報のほか、家庭教育推進フォーラムを開催することとしております。

次に、16ページをお開きください。

子どもの読書活動推進支援事業は、事業内容1、2のとおり、子供の読書活動の支援に取り組むものでございます。

また、本年度は、事業内容5のとおり、子どもの読書活動推進計画、第3次の策定に取り組んでいくこととしております。

次に、17ページです。

放課後子ども教室推進事業は、放課後や週末などに、小学校の余裕教室を活用し、地域の方々の参画を得て、子供たちの学習やスポーツ・文化活動を実施するものでございます。本年度は、28市町村71教室で実施を予定しております。

次に、18ページをごらんください。

地域教育コーディネーターの育成・活用事業は、地域の方々の参画により、授業における学習補助や教員の業務補助等の学校支援を行うなど、地域で子供の教育を一体的に支援する体制づくりを推進するものでございます。

そのため、本年度は、事業内容の1にありますとおり、学校、地域団体、保護者間等の連絡調整を担うコーディネーターを23市町村に配置することとしております。

次に、19ページをごらんください。

地域の寺子屋推進事業は、開かれた学校づくりを推進し、地域の力を活用した学習活動や体験活動の場、いわゆる地域の寺子屋を全

県内に広めるため、その立ち上げ支援やボランティアの活用を推進するものでございます。

事業内容1にありますとおり、県北、県央、県南にプランナーを配置して、さきに説明しました放課後子ども教室や地域教育コーディネーターの事業を実施していない市町村における立ち上げ支援を行うとともに、事業内容2のとおり、学習や体験活動を支援するボランティアを派遣するものでございます。

最後に、20ページをごらんください。

熊本歴史・文学館推進事業は、県立図書館に併設されております熊本近代文学館に加藤、細川を初めとする熊本の歴史と文化を発信する機能を加え、熊本歴史・文学館へと拡充するために、事業内容1にありますとおり、県内文化施設と連携した歴史・文学関係の企画展を開催するとともに、事業内容5にありますとおり、基本計画の策定等を行うものでございます。

社会教育課は以上です。

どうぞよろしく願います。

○小田文化課長 文化課でございます。

21ページをお願いいたします。

鞠智城整備事業でございます。

事業内容の1の歴史公園整備事業につきましては、文化財を活用した歴史公園の完成を目指し、長者山芝張り工事などの整備を実施します。

また、2の特別史跡指定推進事業につきましては、これまでの発掘調査の成果を総括した総合報告書で明らかになった鞠智城の歴史的・学術的価値を広く示し、さらに深めていくため、若手研究者の論文募集事業や東京、大阪シンポジウムなどを実施し、鞠智城跡の認知度向上と特別史跡指定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、22ページをお願いいたします。

細川コレクション永青文庫推進事業でござ

います。

本県の文化芸術の発展や観光振興に寄与することを目的に、公益財団法人永青文庫が所蔵する美術品等の一部を、県立美術館、細川コレクション永青文庫常設展示室に展示するとともに、修復、調査、研究及び広報活動や啓発事業、これらを通して県内外に周知をしてみたいです。また、県内外からの観覧者に、より多くの名品が観覧できるよう推進してみたいです。

文化課は以上です。

よろしくお願ひいたします。

○清原施設課長 施設課でございます。

資料の23ページをお願ひいたします。

まず、校舎新・増改築事業でございます。

県立高等学校の安全性を確保し、施設の整備充実を図るため、老朽・危険施設の改築等を行うものでございます。

平成25年度は、事業内容の1の水俣工業高校特別教室棟改築事業、2の球磨工業高校管理棟改築事業、それから3の翔陽高校実習棟改築事業、4の高森高校教室棟改築事業を実施してみたいです。5の第一高校校舎改築事業につきましては、事業実施に向けた検討を行うため、環境配慮調査を実施するものでございます。

次に、24ページをお願ひいたします。

特別支援学校施設整備事業でございます。

県立盲聾支援学校の安全性を確保し、学習環境の向上を図るため、老朽・危険施設の改修等を行うものでございます。

平成25年度は、特別支援学校施設整備事業のうち、事業内容1の校舎等改修事業、(1)重度・重複障がい児童生徒の安全で安心な学習環境を整備するため、平成26年度の開校に向けて、熊本地区新設支援学校、仮称でございますけれども、整備事業の建築工事に着手するものでございます。

施設課は以上です。

よろしくお願ひいたします。

○上川高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の25ページをお願ひいたします。

スクールソーシャルワーカー配置事業でございます。

本事業は、事業目的にありますように、いじめや不登校等に対する生徒指導上の諸問題の解消及び積極的予防のため、県立学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校、家庭及び関係機関等との連携の機動性を図るとともに、協働して、子供を取り巻く環境等を改善する体制整備を行うものでございます。

具体的には、事業内容の1にありますように、拠点校として、県北、県央、県南に各1名を配置し、県内全域の学校に対応してみたいと考えております。

また、事業内容の2にありますように、県連絡協議会や地域連絡協議会を設置し、研究成果の普及啓発や事例研究等をしてまいります。

次に、26ページをお願ひいたします。

英語授業改善プロジェクト事業でございます。

本事業は、事業目的にありますように、本年度から実施される新学習指導要領に規定された授業を英語で行うことへの対応や生徒の英語による発信力育成のための授業実践を支援するものでございます。

事業内容1の英語力を強化する指導改善事業では、研究拠点校4校及び協力校4校を指定し、英語指導法の研究等を行ってまいります。

また、研究の成果を広く県内に普及させる目的で、くまもとイングリッシュ・フォーラムを開催し、本事業の成果を県全体に普及するよう取り組んでまいります。

事業内容2の英語指導法研究協議会では、

県立高校英語教員を対象に2泊3日の集中研修を実施し、英語教員の指導力及び専門性のさらなる向上を図ってまいります。

次に、27ページをお願いいたします。

熊本県州立モンタナ大学高校生派遣事業でございます。

本事業は、本年度の新規事業になります。が、事業目的にありますように、グローバルな人材を育成するために、県内高校生15名を米国・モンタナ州にある州立モンタナ大学に派遣し、異文化に触れながら海外で学ぶすばらしさを肌で感じさせるとともに、2週間の集中的な語学研修を受講させるものです。あわせて、引率の英語教師にも英語教授法の研修を受講させ、本県英語教育の充実を目指すとともに、県が推進しております州立モンタナ大学や海外大学への進学者の拡充を目指すものでございます。

28ページをお願いします。

就業支援プロジェクト事業でございます。

本事業は、事業目的にありますように、生徒の専門性の深化、進路目標の確立を図ることを目的に、熟練技能者などを工業関係高校や農業関係高校など専門高校に派遣し、講習会を通して、授業では取得できない技術の実技指導を行い、生徒の実践的な技術、技能の習得を目指すものでございます。

具体的には、事業内容の1から3にありまます各種講習会を実施いたします。

なお、資料にはございませんが、本事業の成果として、工業関係高校生の多様な技能、資格取得を検証する制度でありますジュニアマイスター検証制度の平成24年度県別認定者数において、熊本県が全国1位になったとの報告を受けております。

29ページをお願いいたします。

高校生キャリアサポート事業でございます。

本事業は、事業目的にありますように、県立高校にキャリアサポーターを配置し、求人

開拓や進路相談等による高校生への就職支援を行うものでございます。

平成24年度は、25人を県立高校35校へ配置しております。その結果、平成24年度の就職内定率は98.0%で、過去最高の数値でございました。いまだ厳しい就職状況の中でこのような就職内定率を得ることができましたのも、キャリアサポート事業が機能し、生徒の求人開拓等の就職支援に役割を果たし得た結果だと考えております。

30ページをお願いいたします。

就農教育連携支援事業でございます。

本事業は、事業目的にありますように、農業関係高校と行政機関、地域農業界とが連携、協働し、農業を担う人材の確保、育成を図るものでございます。

具体的な事業としては、県内農業関係高校13校が、就農教育プログラムを作成し、外部人材を活用した講演、講習会、先進農業経営の視察研修や現場研修、地域と連携した共同研究などを実施いたします。

この事業の成果といたしましては、阿蘇中央高校の白いイチゴの品種登録、普及活動などの取り組みや全国農業高校お米甲子園金賞受賞、また、南稜高校における耕作放棄地の放牧などの取り組みがございます。

31ページをお願いいたします。

最後に、県立高等学校教育整備推進事業でございます。

高校再編関係の事業につきましては、複数の事業予算に分かれておりますので、このようにまとめて記載しております。

資料右側の事業内容でございますが、1点目としては、県立高等学校再編整備等基本計画で、後期の再編対象としているものについて、平成24年度末に策定した後期実施計画に基づき、新設高校の開校準備を進めてまいります。

2点目として、中期の再編整備に伴う新設水俣高校の施設整備として、体育館や機械科

実習棟の改築等を進めてまいります。

3点目として、前期及び中期の再編整備に伴う新設高校の円滑な運営ができますよう所要の措置を行ってまいります。上天草高校や矢部高校などに通学する生徒への通学支援や跡地の利活用についての検討等を行ってまいります。

高校教育課は以上でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○緒方義務教育課長 義務教育課でございます。

説明資料の32ページをお願いします。

学力向上対策事業でございます。

本事業は、本県における児童生徒の学力向上を図るための事業でございます。

事業内容の1の教育推進会議等を通じて、教職員の指導力の向上に努めるとともに、2にあります「熊本県学力調査(ゆうチャレンジ)」等を開発、実施し、教科における基礎的・基本的事項の定着状況を客観的に評価することにより、児童生徒の学力の課題を明らかにし、工夫、改善を図ってまいります。

次に、日本一の環境教育「水俣に学ぶ肥後っ子」推進事業でございます。

本事業は、水俣病についての正しい理解を図り、環境保全活動や環境問題の解決に意欲的にかかわろうとする態度や能力の育成を図るため、県内全ての公立小学校の5年生を水俣に派遣するものでございます。

次に、道徳教育総合支援事業でございます。

本事業は、本県独自の道徳教育用郷土資料「熊本の心」の活用を進めるため、推進校を指定し、活用に向けた研究成果の普及を図るとともに、道徳教育推進教師の研修会を開催し、本県における道徳教育の推進を図るものです。

次に、33ページをお願いします。

「かがやけ！肥後っ子」事業でございます。

す。

本事業は、本県の就学前教育の基本方針を示す肥後っ子かがやきプランに基づき、子供をたくましく心豊かに育む環境づくりを推進するための事業でございます。

事業内容に記載の各種研修会等を実施し、関係機関の連携を深めるとともに、幼稚園等における教育、保育の充実を図ってまいります。

次に、34ページをお願いします。

いじめ問題等緊急支援事業でございます。

本事業は、深刻ないじめ事案等に対応するため、外部の専門家から成る支援チームを派遣する事業です。

事業内容の1にあります緊急支援検討会の開催や2の要請事案に対する緊急支援チームの派遣や3のいじめ問題等解決支援検討会を実施し、市町村教育委員会より学校の支援をしてまいります。

次に、中段のいじめ・不登校対策総合推進事業でございます。

本事業は、いじめ、不登校の積極的予防及び解消に向け、総合的な対策を実施するものでございます。

事業内容の1にありますいじめ根絶シンポジウムの開催や2にあります専門的知識を持ったスクールカウンセラー等の専門家を活用し、教育相談体制の充実を図ってまいります。

最後に、子どもたちの未来を拓く教育環境改善事業でございます。

本事業は、学校だけでは解決が困難な家庭環境等に起因する不登校等の問題の解決を図るための事業でございます。

教育、福祉、医療、行政等の関係機関との連携を機動的に図り、本人の課題に対処する力を高めていくためのシステムづくりを行うスクールソーシャルワーカーを引き続き各教育事務所に配置し、子供を取り巻く環境の改善に努めてまいります。

義務教育課は以上でございます。
よろしく申し上げます。

○高橋特別支援教育課長 特別支援教育課で
ございます。

説明資料の35ページ上段をお願いいたします。

特別支援教育総合推進事業でございます。

事業の目的ですが、特別支援教育の推進のために、支援体制の整備と理解啓発、そして教員の専門性の向上を図るものでございます。

事業内容として、1の県レベル、あるいは地域レベルの連携のための会議や2のセミナー等の研修を実施するものでございます。

下段をお願いいたします。

発達障がい支援事業でございます。

事業の目的ですが、発達障害のある児童生徒への総合的な支援策を講じるものです。

事業内容として、1の高等学校支援事業では、高校の教員が先進地へ視察研修に行ったり、専門の講師を派遣するものでございます。

3のインクルーシブ教育システム構築モデルスクールは国の委託事業で、高等学校1校を指定して、支援方法などについて、モデル研究を行うものでございます。

また、2の管理職研修及び5の特別支援学級等新任担当者説明会などにより、教員の専門性の強化を図るものでございます。

次に、36ページ上段をお願いいたします。

特別支援教育充実事業でございます。

事業の目的としましては、特別支援学校の教育の充実と地域の小中学校等への支援を行うセンター的機能の充実、推進を図るものでございます。

事業内容としましては、1の特別支援学校の専門性の向上のための研修や会議を実施したり、4の言語聴覚士などを学校に派遣する事業を実施してまいります。

次に、下段をお願いいたします。

特別支援学校キャリアサポート事業でございます。

事業の目的としまして、特別支援学校の生徒に対する就職支援などを行うために、キャリアサポーター3人を特別支援学校に配置するものでございます。

次に、37ページ上段をお願いいたします。

ほほえみスクールライフ支援事業です。

事業の目的として、医療的ケアが必要な児童生徒の安全、安心な学習環境の整備と保護者の負担軽減のため、特別支援学校に看護師を配置し、医療的ケアを行うものでございます。

事業内容の1に記載しておりますとおり、今年度は、特別支援学校7校に12人の看護師を配置して医療的ケアを行う予定です。

4は、新規事業の人工呼吸器看護師派遣補助でございます。

人工呼吸器を装着して特別支援学校に登校している児童生徒に付き添う保護者の負担軽減のため、保護者との契約により、学校に看護師を派遣する訪問看護ステーションに対して補助を行うものでございます。

次に、下段をお願いいたします。

平成26年度開校予定の熊本地区新設支援学校(仮称)の準備事業でございます。

重度・重複障害のある児童生徒のための新たな特別支援学校の開校に向けて諸準備を具体的に進めるものでございます。

事業内容は、1にありますとおり、新校体制の準備として、校名や具体的な教育課程等の決定を行うものでございます。

特別支援教育課は以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○池田人権同和教育課長 人権同和教育課で
ございます。

資料の38ページをお願いいたします。

各種人権教育研修事業でございますが、こ

の事業は、学校教育におきまして、人権教育の推進に中心にかかわる各学校の管理職や人権教育主任等を対象としまして、さまざまな人権問題についての認識を深め、実践的な指導力の向上を図るために、各種研修を実施するものでございます。具体的には、1から4の研修会等を予定しております。

人権同和教育課は以上でございます。

よろしくお願いたします。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。

資料の39ページをごらんください。

歯と口の健康づくり推進事業でございます。

本事業は、学校におけるフッ化物洗口の拡充を図り、児童生徒の歯、口の健康づくりを推進するために行う事業です。

事業内容として、1にありますように、フッ化物洗口モデル校を各管内に1校ずつ指定するとともに、県歯科医師会と連携して、2の(1)アドバイザー協議会の開催及び(2)のモデル校へのアドバイザー派遣を実施し、フッ化物洗口の拡充を図るものです。

次に、40ページをごらんください。

安全安心な学校づくり推進事業でございます。

本事業は、交通安全教育の充実と学校の管理下における食物アレルギーへの対応や学校給食における衛生管理の徹底を図ることで、安全、安心な学校づくりの実現に資するものです。

事業内容として、本県の小中高等学校及び特別支援学校の管理職を対象とした安全安心な学校づくり会議を開催し、学校安全に関する行政説明や講義を計画しております。

次に、41ページをごらんください。

第77回全国学校歯科保健研究大会でございます。

本事業は、全国の学校歯科保健に携わる関

係者が一堂に会し、児童生徒に歯、口の健康づくりを通して、生きる力の基礎を育む取り組みを協議する研究大会を開催するものです。

事業内容は、4にありますように、文部科学省、日本学校歯科医師会、熊本県教育委員会等が主催し、10月17日、18日の2日間にわたり、熊本市で開催するもので、3の内容にありますように、基調提案、シンポジウム、領域別研究協議会等が予定されています。

次に、42ページ上段をごらんください。

小学校の運動部活動及びスポーツ活動のあり方検討事業でございます。

本事業は、運動部活動及びスポーツ活動の適正化のほか、教員の適切な指導及び負担感軽減も視野に実施するものです。

事業内容は、運動部活動及びスポーツ活動のあり方検討委員会を設置し、運動部の運営及び活動のあり方等について検討し、指導者及び保護者等向けの資料を作成し、配布して指導を徹底するものです。

次に、下段の子どものスポーツ環境整備支援事業でございます。

本事業は、本県の競技力向上の課題であるジュニア強化対策として、子供たちが多くのスポーツに触れ合う機会を提供し、スポーツへの興味、関心を高め、体力や競技力の向上を目指すものであります。

事業内容は、各競技団体が子供たちを対象にトップアスリート等によるスポーツ教室や本物のスポーツ器具を使った体験学習などが行えるようスポーツ環境を整備していく事業で、本年度から3年間実施することとしております。

次に、43ページをごらんください。

社会体育施設管理運営事業でございます。

本事業は、(1)から(5)の社会体育施設の管理を指定管理者に行わせるための管理運営費等でございます。

体育保健課は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○高野洋介委員長 それでは、続いて、警察本部から説明をお願いいたします。

初めに、西郷警察本部長。

○西郷警察本部長 それでは、失礼ですが、座ったままで説明をさせていただきたいと思っております。

委員の皆様方には、平素から警察行政の各般にわたり、格別な御理解と温かい御支援を賜っておりますことに対しまして、まずもって御礼を申し上げます。

また、高野委員長におかれましては、大変お忙しい中、さきの県警察学校の卒業式や入学式に御臨席をいただきましてまことにありがとうございます。重ねて御礼を申し上げます。

本日は、私からは、治安対策推進の状況と本年の重要課題等につきまして、その概要を説明させていただき、各部門の業務概況及び主要事業につきましては、後ほど担当部長から説明をさせていただきます。

県警察では、昨年から2年間の治安計画といたしまして、安全、安心を体感できる犯罪の抑止、交通死傷事故の抑止、県民生活を脅かす犯罪の検挙の3つを基本目標とする「安全・安心くまもと」実現計画2012を策定しておりましたが、本年は、より治安情勢に即した警察活動を推進するため、これに、被害者の立場に立った被害の届出等の迅速、確実な受理と対応、サイバー犯罪に対する捜査力の向上、通学路における交通安全対策の推進、全国豊かな海づくり大会の開催に伴う総合対策の推進の4つの項目を、新たな課題として追加をし、県民が安全で安心して暮らせる熊本の実現に向け、組織を挙げて取り組んでいるところであります。

中でも、サイバー犯罪に対する捜査力の向上に関しましては、暴力団対策とともに、委

員の皆様方を初め県議会の皆様方から多大なる御支援を賜り、このたび、警察官の増員を行うことができました。改めて御礼を申し上げます。

また、全国豊かな海づくり大会に関しましては、天皇、皇后両陛下の御臨席が恒例となっておりますことから、県警察では、本警衛を本年の最重要課題の一つとして、その万全を期すため、組織の総力を挙げた取り組みを推進していくこととしております。

現在、犯罪の抑止に関しましては、刑法犯認知件数が9年連続で減少した昨年を引き続き減少しておりますが、交通事故死者数につきましては、昨年を上回っているところであります。特に高齢者の死者が全体の約6割を占めているという現状を踏まえ、街頭における交通安全指導の強化を図りますとともに、死亡事故の発生状況などを分析して、抑止対策を積極的に推進していくこととしております。

犯罪の検挙に関しましては、昨年に比べ検挙率はやや減少しておりますものの、熊本市八景水谷における現住建造物放火未遂事件、あるいは菊池市における元交際相手による殺人未遂事件などの重要な事件を検挙するなど、一定の成果をおさめております。

県警察では、今後とも、県民の期待と信頼に応えることができるよう、総力を挙げて、安全で安心な熊本の実現を目指す所存でありますので、委員の皆様方には、今後とも御理解と御支援を賜りますようお願いを申しあげまして、私の説明とさせていただきます。

○黒岩警務部長 それでは、警務部の主な業務等につきまして、お手元の県警察の説明資料に沿って説明をいたします。

まず、2ページをごらんください。

第1は、県警察の組織であります。

まず、公安委員会ですが、公安委員会は、知事の所轄のもとに置かれ、県警察を管理し

ています。昨年4月に熊本市が政令指定都市に移行したことに伴い、2人ふえ、5人体制となりました。

次に、2の県警察の組織です。

熊本県警察は、警察本部長のもと、警察本部内の5つの部、熊本市警察部と警察学校及び23の警察署で組織されています。警務部は、この図の左側にあるとおり、総務課等9つの課で県警察の管理部門を担当しています。また、熊本市警察部は、熊本市が政令指定都市に移行したことに伴い、警察法の規定に基づき、昨年4月に新たに設置したものです。熊本市警察部長は、警務部長が兼務をしております。

次に、3ページです。

職員の条例定数ですが、本県では、平成14年度以降、県議会議員の皆様の御理解と御支援により、今年度の11人を含め、合計292人の警察官が増員され、現在、3,067人となっています。下のグラフは、警察官1人当たりの負担人口です。本県の警察官1人当たりの負担人口は608人で、増員がなされておりますが、依然として九州では最も高い状態にあります。

次に、4ページをごらんください。

警察職員の年齢構成ですが、特に、左側の警察官のグラフのとおり、20代から30代前半と50代の比率が高く、年齢構成の二極化が顕著です。

次に、5ページです。

第3「安全・安心くまもと」実現計画2012ですが、本部長の説明にもありましたとおり、これは、昨年1月、県警察の平成24、25の2年間にわたる総合治安計画として策定し、記載のとおり、3つの基本目標と8つの重点を掲げ、取り組んでいるものです。同計画の最終年となる本年は、これまでの取り組みの成果と課題、さらには治安情勢の変化等を踏まえ、備考にありますように、新たに4つの施策を追加しました。安全、安心な熊本

の実現に向け、引き続き、組織を挙げた取り組みを展開してまいります。

次に、6ページをごらんください。

第4、情報公開の推進ですが、警察行政の透明性を確保するため、資料のとおり、公安委員会及び警察本部長についても、情報公開の実施機関として積極的な情報公開を行っています。

第5、犯罪被害者支援の充実強化です。

県警察では、犯罪被害者等への支援を途切れなく行うため、関係機関、団体と連携、協力に関する取り組みを積極的に進めており、公益社団法人くまもと被害者支援センターへの情報提供や被害者を支える社会機運醸成のための啓発活動等を推進しています。

次に、7ページです。

第6、大量退職・大量採用時代への対応です。

年齢構成上、当県では、平成32年ごろまで毎年80人以上の定年退職が見込まれる状況です。優秀な人材の採用に努めているほか、本年度は、退職警察官や警察職員21人を再任用いたしました。さらに、9人の退職警察官を捜査実務・指導伝承官として非常勤で再雇用し、若手に対する捜査技能等の伝承に努めています。

次に、10ページをごらんください。

10ページ、第7、警察予算です。

本年度の警察費当初予算は総額393億2,671万円余りであり、前年度に比べ約6,000万円の増額となりました。予算のうちの約8割が人件費であります。また、県予算に占める割合は5.5%です。

第8、警察施設の現状です。

ごらんのとおり、警察署及び職員宿舎の老朽化が進んでいます。特に、宿舎の約7割が築後30年を経過しており、厳しい財政状況ですが、的確に対処していかなければならない課題となっています。

次に、11ページです。

第9、熊本東警察署等複合施設の整備です。

東区に建設中の熊本東警察署等複合施設については、皆様の御理解をいただき、本年6月に完成予定であり、7月中旬からの運用に向け、着実に事業及びその準備を進めているところでございます。

次に、13ページをごらんください。

13ページ、第10、留置施設の情勢ですが、先ほど申し上げた熊本東警察署等複合施設内に建設する本部留置施設について、本年7月、一部運用を開始する予定です。本施設は、11月に本格運用を開始することとしております。

お手元の実現計画2012のリーフレットと広報冊子「熊本のまもり」をお配りしております。リーフレットの中には、本年の新たな課題と昨年中の施策の検証結果を添えております。後ほどごらんいただけたら幸いです。

警務部の説明は以上でございます。

○浦次生活安全部長 それでは、生活安全部について申し上げます。

生活安全部につきましては、生活安全企画課、少年課、生活環境課、地域課及び通信指令課の5課があります。

犯罪の抑止、少年の健全育成、悪質商法等の取り締まり、交番、駐在所を拠点とした初動的な警察活動等の業務を推進しております。その主な業務概要につきまして、お手持ちの資料に基づき御説明いたします。

それでは、資料15ページをごらんください。

第1は、犯罪の起きにくい社会づくりの推進であります。

県内の犯罪情勢であります。昨年の刑法犯認知件数は1万3,104件で、前年に比べ6.7%減少し、平成16年以降9年連続で減少しております。本年3月末現在は2,825件で、前

年同期に比べ250件、8.1%減少し、その傾向は続いております。今後も、2に掲げております各項目を着実に推進し、「安全・安心くまもと」実現計画2012に基づいた犯罪の起きにくい社会づくりの推進に努めてまいります。

特に、項目5のセーフティパトロール活動委託事業であります。平成21年度から緊急雇用創出基金による事業として実施しているものでありまして、警備会社に新規雇用された警備員が、県民にとって身近な犯罪が多発するおそれのある地域や時間帯に巡回パトロール活動等を通じて、犯罪の抑止等を図るものであります。今年度は、約7,500万円の当初予算で、6月から熊本市内3警察署管内で活動を行う予定であります。

3の振り込め詐欺から県民を守る対策の推進ですが、昨年は、前年と比較しまして、件数、被害金額とも大幅に増加しております。今後も、県民を振り込め詐欺被害から守る条例による取り組みはもちろんのこと、項目3の平成25年特殊詐欺予防プログラムによる取り組みを関係機関、団体などと連携、協働を図りながら推進してまいります。

次は、資料19ページの第2、ストーカー・DV対策、資料21ページの第3、警察安全相談であります。

県内のストーカー・DV等の認知件数は高水準で推移しており、法令違反で検挙された事例も多く見られます。この種事案は、生命、身体に危害が及ぶ危険性を有しており、今後も、被害者及びその親族等の安全確保を最優先に、個々具体的に危険度を見きわめ、被害者等の避難措置、行為者の検挙や警告等の対策を推進してまいります。

一方、ストーカー・DV等認知は、被害者等からの相談が多く、一般的な相談も含め、相談者の立場に立ち、適切に対応を行う必要がありますので、今後も相談体制の強化や職員との相談対応能力の向上等に努めてまいりま

す。

次は、資料22ページの第4、少年の健全育成と保護対策の強化であります。

昨年の刑法犯少年の検挙・補導人員は1,055人で、前年に比べ340人、24.4%減少しましたが、本年3月末現在では274人と、前年同期に比べ24人、9.6%増加しております。また、昨年の再非行者率ですが、30.8%と上昇傾向にあります。

一方、出会い系サイトなどを利用した児童買春、児童ポルノ等の福祉犯被害を初め、性犯罪等の被害者となる事案が依然として発生するなど、少年の非行及び被害の両面において厳しい情勢にあります。このような非行の背景には、少年自身の規範意識の低下や家庭、地域社会の教育機能の低下等が指摘されており、現在、非行少年を生まない社会づくりを推進しております。

いじめ問題につきましては、被害少年や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえながら、警察としての必要な対応を迅速かつ的確に行っており、また、インターネットを利用した児童ポルノ事件等の取り締まりの強化、少年が使用する携帯電話のフィルタリングの普及促進など、有害環境浄化活動を推進しております。

次に、資料24ページの第5、生活経済・生活環境・風俗事犯及びサイバー犯罪の検挙状況等でございます。

悪質商法や闇金融などの生活経済事案、廃棄物の不法投棄などの生活環境事案、売春、賭博などの風俗事案、さらには、インターネットを悪用したサイバー犯罪は、関係法令が多岐にわたるとともに、その手口が悪質、巧妙、広域化傾向にあります。昨年は、金の売買を偽装した無登録貸金業法違反事件、海外投資メーカーの広域多額出資法違反事件、睡眠薬を無許可販売した薬事法違反事件、出会い系サイトを利用した売春防止法違反事件等々の検挙など、県民の関心を集め、社会的反

響も大きい事件を検挙しております。

今後も、県民の目線に立ち、県民生活を脅かす犯罪の徹底取り締まりを推進し、安全、安心な社会の実現に努めてまいります。

次に、資料29ページの第6、地域警察活動であります。

全警察官の約34%、約1,000人を占める地域警察官は、交番、駐在所等を拠点として活動し、全ての警察事象に24時間即応できる体制を保持しております。

交番等の施設数ですが、本年4月現在で、交番58カ所、署所在地17カ所、駐在所116カ所、警備派出所2カ所であります。また、地域警察には、県民から、いつも交番にいてほしい、パトロールを強化してほしいという相反する要望がなされているため、平成5年に交番相談員制度を発足させ、その後増員を図り、本年4月現在で16警察署、54交番に76人の相談員を配置しております。この制度の充実によりまして、空き交番の解消及び交番勤務員のパトロールの強化等が図られ、刑法犯認知数が減少する一方、刑法犯検挙人員の約8割を地域警察官が検挙するなど、犯罪検挙活動の強化が図られております。

最後に、資料31ページの第7、通信指令業務であります。

通信指令課は、県内一円の110番通報の受理と指令業務を行っており、昨年は12万5,725件の110番を受理し、前年に比べ3,459件増加しております。本年4月1日、新通信指令システムの運用を開始しましたが、このシステムには、地方警察活動を強化させるため、110番情報とカーロケを連動させたシステム搭載車両の増強、110番センターディスプレイの大型化と高機能化等の機能が追加されております。

航空隊で運用していますヘリコプターであります。撮影した映像を警察本部等に送信するヘリコプターテレビシステムを備えており、昨年7月に発生しました熊本広域大水害

においては、被害状況をいち早く把握して災害警備活動に反映させるなど、まさに県民を守る空の目として機動力を生かした活動を展開しております。

今後、新システムと交番、パトカー、ヘリコプターを連動させた陸空一体となった警察活動を行うことで、重要犯罪等の検挙に努めてまいりたいと思います。

以上で生活安全部の説明を終わります。

○浦田刑事部長 それでは、刑事部から御説明いたします。

資料は、33ページから50ページまでとなります。

まず、33ページをお願いいたします。

第1の刑法犯の状況についてでございます。

資料記載のとおり、平成24年中の刑法犯認知件数は1万3,104件でありまして、昨年と比べ減少いたしました。検挙件数、人員等につきましても同様に減少いたしております。

続きまして、資料34ページをお願いいたします。

第2の重要犯罪の状況についてでございます。

重要犯罪につきましては、認知件数は24.2%の減少となっておりますが、検挙率は85.0%と前年に比べまして10.8ポイントの増加となっております。

平成24年中の主要な事件の検挙状況は記載のとおりでございますが、いずれも、県民の皆様様の御協力によりまして、早期に犯人を検挙することができました。これら県民生活を脅かす凶悪犯罪につきましては、警察が必ず検挙することが県民の皆様様の強い願いでもありますので、今後とも全力で捜査に取り組んでまいります。

次に、35ページをお願いいたします。

3の捜査管理というところでございます。

警察で保管管理する証拠品につきましても、一層適正な取り扱いが求められているところでありまして、その対策としましては、平成25年度の当初予算に基づき、証拠品保管容器等の整備及び証拠品管理システムの構築を進めているところでございます。

その概要につきましては、(2)、(3)のとおりですが、証拠品保管容器等の整備では、統一した保管容器、封印シール、管理票を使用することによりまして、紛失、あるいは混同事案の防止や点検の合理化を図るというものでございます。

また、証拠品管理システムとは、証拠品の保管状況をデータベース化することによりまして、書類作成の省力化と保管の経費等を組織的に管理するシステムであります。今後は、このシステム等を活用しまして、さらなる証拠品の適正な保管管理を図るということにいたしております。

次に、38ページをお願いいたします。

2の特殊詐欺事件の認知・検挙状況についてでございます。

昨年中の本県におきます特殊詐欺の認知件数につきましては、資料に記載のとおり、昨年と比べ50件増加をいたしております。これら特殊詐欺事件につきましては、被疑者が首都圏を初めとする遠隔地に所在することが多く、また、被害も広域にわたりますことから、今後も関係都道府県警察と連携を図り、事件の徹底検挙を図るとともに、県民の皆様様の被害防止にも強力に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、資料40ページをお願いいたします。

第5の組織犯罪対策についてというところでございます。

県内の暴力団ですけれども、30組織、約990人を把握しているところですが、中身は、山口組と道仁会の二極化の状態にあるというところでございます。

次に、資料43ページをお願いいたします。

(2)の暴力団犯罪の検挙状況等についてでございます。

昨年の検挙状況は、375件227人と、前年比、若干の減少となっております。

なお、県内の暴力団情勢等につきましては、山口組と道仁会の二極化傾向にある中、現在も道仁会と九州誠道会が対立抗争中でございます。

こうした中、県警察におきましては、(3)記載のとおり、6代目山口組、2代目弘道会、2代目高己組の組長を初めとする主要幹部の恐喝罪等で、また、道仁会古賀一家総長等恐喝未遂罪等でそれぞれ逮捕し、同組織に相当な打撃を与えたところでございます。しかしながら、暴力団は、取り締まりの手を緩めると、再び組織の活動を復活活発化させたり、あるいは新たな団体が進出してくることなども懸念されますことから、今後とも、暴力団の動向を確実に把握するとともに、暴力団の壊滅に向け、先手先手の対策を徹底していくことにいたしております。

最後に、資料44ページをお願いいたします。

(4)は、暴力団対策法及び熊本県暴力団排除条例の効果的な運用による暴力団排除対策についてということでございます。

暴力団対策法関連では、現在も対立抗争中の道仁会と九州誠道会につきましては、昨年12月27日に暴力団対策法に基づきます特定抗争指定暴力団等に指定をしたところですが、これをこの3月にまた3カ月間延長いたしまして、引き続き対立抗争の封圧に向けて取り組んでおるところでございます。

また、(イ)のとおり、熊本県暴力追放運動推進センターにおかれましては、現在、適格センターの認定が受けられるよう準備を進めているところであります。

なお、暴力団を弱体化、壊滅化するために

は、取り締まりとあわせまして、排除活動を推進する必要が何よりも重要でございます。本県におきましては、県内全ての市町村で暴力団の排除条例が施行されておまして、県民の暴力団排除に対する機運はさらに高くなっているものと思われま。

そこで、警察といたしましては、今後とも、暴力団対策法及び熊本県暴力団排除条例を効果的に運用してまいりますとともに、暴力団排除活動に携わる方や標章制度により標章を掲示している店舗等に対する保護対策等を徹底して取り組んでまいることとしております。

以上で刑事部の説明を終わります。

○木庭交通部長 交通部関係について御説明いたします。

まず、交通事故の発生状況についてであります。

資料の52ページをごらんください。

昨年は、発生件数につきましては6年連続で、負傷者数につきましては8年連続で減少し、死者数も82人と2年ぶりに減少いたしましたけれども、備考欄記載のとおり、本年は、発生件数及び負傷者数につきましては引き続き減少しておりますが、死者数につきましては、前年同期比で増加しております。

53ページに昨年中の死亡事故の特徴を記載しておりますが、年齢層別では、高齢者が6割以上と最も多く、状態別では、歩行中が半数近くを占めているところであります。

次に、56ページをごらんください。

交通事故防止対策の推進状況であります。1に記載しておりますとおり、昨年から本年までの2年計画で、交通死傷事故抑止重点対策としまして、高齢者の交通安全の確保など、4つの柱を重点に取り組んでおります。その中でも最重要課題であります高齢者対策につきましては、2に記載しておりますとおり、道路横断時の危険性を擬似体験して

もらう歩行者教育システム事業、それから、高齢運転者の身体能力を測定し、これに基づいて、安全運転を指導する高齢ドライバーサポート事業、高齢者世帯を直接訪問して安全教育を行います安全・あんしんサポート事業を実施しており、さらに、本年6月からは、新規事業としまして、高齢者が多数集まる施設等に出向き、交通安全に関するワンポイントアドバイスをを行う高齢者等交通安全意識啓発デリバリー事業を開始することとしております。

次に、58ページをお願いいたします。

3の自転車対策の推進につきましては、現場での指導取り締まりを強化しますとともに、59ページの最上段に書いておりますように、本年度からは、自転車のシミュレーターを活用した実践型の安全教育についても推進していくこととしております。

61ページをお願いします。

6の悪質交通違反の取り締まりであります。県警では、交通事故に直結する悪質、危険、迷惑性の高い違反に重点を指向した取り締まりを推進しております。とりわけ飲酒運転につきましては、車両や酒類を提供した者や飲酒運転の車両に同乗した者など、いわゆる周辺者三罪の取り締まりを強化しております。

62ページをお願いします。

7の暴走族対策の推進であります。暴走族につきましては、県民からの取り締まり要望も高く、徹底した取り締まりとあわせ、中高生に対します暴走族加入阻止教室の開催など、総合的な対策を推進しております。

64ページをお願いします。

8の交通安全施設等の整備であります。昨年度は、社会資本整備重点計画に基づいた安全対策・円滑化対策等により、資料記載のとおり、信号機新設10基、道路標識の新設、更新等約2,000本等の整備を行っております。

本年度におきましても、通学路対策や防災対策事業等によりまして、信号機の新設12基等の整備を行いますとともに、老朽化した交通安全施設の更新等のために、信号灯器のLED化約1,000灯などの整備を予定しております。

最後に、65ページをお願いいたします。

1の運転免許関係制度改正への的確な対応ということについてであります。本年4月1日から、飲酒取消処分者講習という制度が全国的に実施されることとなりました。この講習は、飲酒運転により運転免許の取り消し処分を受けた者が、運転免許を再取得しようとする場合に受講しなければならないもので、飲酒運転の再発防止を図るため、飲酒運転やアルコール依存の危険性を自覚してもらい、みずからの飲酒行動の改善につなげることを目的とした講習でありまして、本県でもその円滑な施行に努めているところであります。

次に、2の運転適性相談等の確実な実施につきましては、てんかんなど一定の病気にかかっている方に対しましては、運転免許の可否を的確に判断する必要があることから、病状に応じた運転適性相談が確実に実施できますよう、同制度の広報に努めているところであります。

3の講習予備検査への対応でありますけれども、講習予備検査につきましては、75歳以上の方が運転免許を更新する場合に、記憶力、判断力に問題がないかどうか検査を行うもので、平成21年6月から実施しております。この制度によりまして、昨年中は10人の方の運転免許の取り消し処分を行いますとともに、あわせまして、この検査結果に基づき、高齢運転者に対する個別指導等を実施しているところでございます。

以上のとおり、交通部では、安全な交通社会を実現するため、一丸となって各種対策に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○吹原警備部長 それでは、警備部の業務概況について説明いたします。

67ページからになります。

第1は、大規模災害等緊急事態対策の強化についてであります。

平成24年中の自然災害の発生状況についてであります。7月12日の熊本広域大水害では、死者23人、行方不明者2名、負傷者11人の人的被害が発生いたしました。

警察本部では、本部長以下80人体制の災害警備本部を設置し、県災害対策本部等と連絡調整を図りながら、被害情報の収集、災害現場における救出・救助活動を指揮、支援しております。

また、23警察署につきましても、全署に災害警備本部を設置し、68ページの表のとおり、合計1,819人体制で対応しております。

また、警備部隊につきましても、69ページの表のとおり、県外からの広域緊急援助隊46名を含む13隊333人が、それぞれの任務についているところでございます。

次に、70ページ、対処態勢の強化につきましては、平成23年12月に熊本県警察災害対策検討委員会を設置し、各部門が組織横断的に危機管理体制の見直しを継続し、実戦的な訓練の反復実施、装備資機材の整備等を進めているところでございます。

平成24年度予算で災害警備用資機材一式を109セット購入し、前年度整備分を合わせまして、全交番、駐在所に配分を完了しております。

また、本年当初予算におきまして、ユニボ1台を含む各種装備資機材の整備や職員の参集システムの構築を行うこととしております。

装備資機材の整備状況については71ページのとおりでございます。

72ページでございます。

新型インフルエンザへの対応状況につきましては、昨年5月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布されたことを受け、国、県が示した行動計画の改正を踏まえ、本県警察の行動計画の見直しを図ることとしております。

73ページであります。

第2は、テロに対する警備諸対策の推進であります。

テロをめぐる警備情勢についてであります。国内でいつテロが発生してもおかしくない情勢にあると言えます。

御承知のとおり、本年1月には、国外において、アルジェリアで邦人10人を含む多数の外国人が犠牲となったイスラム過激派によるテロが発生しております。改めて、我が国に対するテロの脅威が認識させられたところでありまして、国内でテロを発生させないために、警戒活動を初めとする警備諸対策を推進しているところでございます。

また、最近では、外国が発信源と思われる我が国への企業や政府機関に対するサイバー攻撃も頻繁に発生しておりまして、治安や経済への深刻な影響も懸念されることから、県警では、平成23年5月、金融機関など重要インフラ事業者に呼びかけて、熊本県サイバーテロ対策連絡協議会を設置するなど、サイバーテロ対策を強化しているところでございます。

76ページでございます。

第3は、警備事件捜査の推進についてであります。

まず、右翼対策の推進についてであります。

右翼の中には、暴力団まがいの違法行為を行う者が多く見られ、資金獲得の目的で、企業、自治体等に対する執拗な街頭宣伝活動を行っております。特に街頭宣伝活動は、騒音被害や交通渋滞など、平穏な市民生活を害するおそれもあり、さまざまな法令を適用して

違法行為の取り締まりに努めております。

次に、不法滞在者対策の推進についてであります。

我が国の不法滞在者は約6万2,000人と見られ、さまざまな外国人犯罪の温床となっております。これらが形成するコミュニティが、テロリストに悪用される可能性も否定できないところでございます。そこで、県警では、入国管理局との合同摘発等関係機関と連携した取り締まりを強化して、事件検挙に努めております。

過去5年間の県内における警備事件の検挙状況については、77ページの表のとおりでございます。

最後に、78ページでございます。

当面する課題への対応についてであります。

まず、本年10月26日、27日に本県で開催されます第33回全国豊かな海づくり大会への対応についてであります。

県警では、昨年4月に大会警衛対策室を設置し、本年4月から体制を強化しております。今後、警衛警備の万全と大会の安全かつ円滑な開催の確保を期するため、関係機関と連携しながら、所要の業務を推進することとしております。

また、今年10月7日から11日までの間、熊本市及び水俣市において開催されます水銀に関する水俣条約外交会議への対応が大きな課題となっております。同会議には、約140カ国から800人が参加し、そのうち閣僚級の参加が20から50人となる見込みと見られております。本県では、このような大規模な国際会議が開催されるのは初めてでありますので、複数の警護対象者及び各国関係者の身の安全と会議の円滑な進行を確保するため、関係機関、団体と連携を密にし、国際テロや各警備対象勢力による不法事案を見据えた対策を講じることとしております。

警備部は以上でございます。

○高野洋介委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、質疑の前に少しだけ休憩をさせていただきますので、皆さんリラックスして休憩の時間をお楽しみください。

以上でございます。

午後3時22分休憩

午後3時28分開議

○高野洋介委員長 それでは、委員会を再開したいと思います。

質疑を受けた課は、課名を言って座ったまま説明をしてください。

まず、教育委員会に係る質問を受け、その後、警察本部に係る質疑に移りたいと思います。

それでは、教育委員会に係る質疑はありませんか。

○荒木章博委員 なら、2～3件ちょっとお尋ねをして、また、皆さんが終わった後幾つか——小さいことかもしれませんが。

今非常に、スポーツの体罰で、毎日、新聞を、テレビをにぎわわせているわけですが、残念ながら、熊本県も、非常に体罰ということで、全中で優勝した中学校あたりも含めた武術ばかりではなくて、大きく取り上げられております。

そして、42ページには、小学生の部活動のあり方とか、子供の環境整備についてとか、そういったことで検討委員会をつくるということでやられておりますけれども、こういった形で、どういうふうに取り組んでいくか、そのメンバーあたりも、あわせてお願いしたいと思います。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。

この事業は、小学生の運動部活動及びスポーツ活動のあり方検討事業というふうな事業

でございますが、中学、高校におきましても、いろんな指導のあり方とか、あるいは活動の過熱とかあるもんですから、小中高を含めました運動部活動の活動のあり方、社会体育等のあり方、あるいは活動の過熱とか、あるいは指導の問題、そういったものについて検討し提言をしていきたいと、そういうふうなことで事業の内容としては考えているところでございます。

あと、検討委員のメンバーにつきましては、小中高等学校の管理職の方、それからPTAの代表の方、マスコミの方、それからスポーツドクターの方、県体育協会の方、総合型地域スポーツクラブの関係の方、それから小中高体連の理事長の方、そういった方をメンバーとして選定しているところでございます。

○荒木章博委員 11人の委員のうち8人が学校にかかわる先生方ということで、大変人数も、その先生方に委ねられると。こういう体罰が、非常に大きい——いろんな保護者が容認をする、容認をするというか、私が、監督に、指導者に殴っていいですと、そういう指導をしてくださいというふうに考えているというのも報道でも知れているわけですが、そういったことに関して、どういうふうな認識のもとにこの対策の検討委員会に問われるような考えですか。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。

体罰は絶対あっては許されないものであり、体罰が起らないような方向で検討していきたいと思っております。

体罰が起こる環境としましては、いろんな、今先生からありましたように、保護者の方とか、生徒の方の中には容認する立場の方もいらっしゃるとか、あるいは部活動の閉鎖性の問題とか、そういったことがありました

ので、そういった運動部活動の中で体罰が起らないような環境づくりとか、体制づくりとか、そういったものについて検討していきたいと考えております。

○荒木章博委員 ちょっと私の考え方とは違うですね。そういう認識で、こういう11人の中の8人を、学校の先生方を選ぶというのは私は不適切だというふうに思いますね。やっぱり指導者とか、保護者とか、そこにかかわる人たちを検討委員会の中に入れて運営をするのが当然じゃないかと私は思うんですね。

実は私も本会議場でも述べたことがあるんですけども、北署の剣道大会で、体育保健課の職員が本部席の真ん前で生徒を殴ったと。だから、私は、突然行ってそれをとめてきた。暴行ですよ。そしたら、家に戻ったらその親から電話かかってきた、電話かかってきて、先生に、監督に殴っていいですよというように私が頼んでいるのですから、何も先生には罪はありませんと。だから、私は、あなたばかりじゃないかと言ったんですよ。暴行や傷害は、その場で現行犯逮捕ですよ。大体あれを逮捕しなかった自体がおかしいんです、暴行に対しては。とめたほうが何か悪いような感じにとられる。

これは、県警の方いらっしゃいますけれども、それは、ぶん殴ったの現行で見たならば、どうですか、逮捕ですか。

○浦田刑事部長 暴行がいきなり逮捕かという問題ですけれども、一般に、普通その辺の若い衆とかチンピラがけんかをしておって、これはもうどうかせにやいかぬということであれば、程度によっては逮捕ということもあります。

ただ、学校のそういうスポーツの、それが指導するための例えば体罰的な暴行であったのかという場合だと、なかなかちょっとこれは難しいところもありますので、その場合に

は、ちょっと慎重に捜査するべきだなということになるかと思えます。

○荒木章博委員 その後1カ月半したら栄転をして、大規模中学校の教頭になられるとか、そういう矛盾をしているんですよ。だから、教育委員会の中で、浦田部長今言われたけれども、体罰、ある程度いいと、体罰は仕方ないという傾向があるんですよ、今の中で、はっきり言うて。じゃなければ、教育委員会が何で——体罰をして私が指摘したのに、指摘して教育長に苦言を呈したのに、そういう栄転ができますか。容認している以外に考えられない、私は、はっきり言うて。その点について、教育長どうですか。

○田崎教育長 教育委員会としては、体罰は、学校教育法にも定められているとおり、決して許されない行為であるというふうに認識をしております。

今回も、阿蘇のほうであったケースについても、体罰について、そういうことは許されないんだという指導を県教委からもしております。

今おっしゃられたケースについてですけども、先ほどの剣道大会でのケースのことだと思いますけれども、これにつきましても、県教委の中で、許されないということで、所属長からの嚴重注意を本人に対しては行っているところでございます。

○荒木章博委員 いや、私は、体罰——私も30年間指導をしていますから、体罰は一切やらないんですよ。力強い言葉ありますけれども、体罰は——手を上げない。それは、体罰をするということは、みんなが迷惑するんですよ、子供たちも。恐怖感をあおるんですよ、あの雰囲気としてはね。ですから、やっぱりこれは、絶対いじめも体罰もやってはならない、刑法の問題は別にして。そういうこ

とをやったりやるべきじゃないかなと思って

いるんですね。
大体そういう地区においては、ほとんど自分の地域外から生徒たちを集めて、県外から集めて、もう自分のところに合宿的みたいに宿舎に住まわせてやるんですね。例えば、高森中もそうだし、天明中もそうだし、幾つかありますよ、あと。あと4～5校ありますけれども、きちんと把握してあるところはそこですね、問題とされているのは。そういう合同的な中で合宿的なものやっていく。それはなぜかという、教育長さん、私は、今体育保健課長の認識は僕は違うと言ったのは、なぜかという、今熊本県内の私学のスポーツ特待は物すごく多いんですよ。これは本会議でも申したことありますけれども、そこをいまだに容認し過ぎているからこんなことになる。

だから、親は、中学校に3年間月謝免除、高校月謝免除、大学月謝免除、全てそういうストーリーを描くわけですよ。だから、小体連、中体連の中で、もう指導者どころか親がはまって、もう先生にけしかけたような感じで、そういうのが現実的に今熊本県内、私学はこれ、21校のうち、もう——ゼロのところもたくさんありますけれども、1,000名を超しているんですよ。今年度は1,100名ですよ、5月1日発表すれば。これ、人数見えますと、高校3年生が29名、2年生が59名、1年生は90名なんです。だんだん減っていきよらぬで、ふえていっているんですよ。

だから、指導者が先生から頼まれて、ベストエイトまで、ベストフォーまで入れれば無月謝で行ける、高校3年間または大学まで。そういったところ、それは全部とは言いませんよ。そういったところで指導者もかわいそうなんです。高森の監督というのは非常に人間的に立派なんです。しかし、情熱が余って彼がそういう行為を僕は起こしたと思うんですけども。そうすると、中には、決勝

戦で対戦相手するときには、相手が廊下に行った場合は、相手のチームに見せて、わざとたたくんですよ。こんなに鍛えているんぞ、そういうやり方をする福岡の学校もあるんです。ただ、この中学校というのは、ほとんど県内の高校には残らないんです。福岡とか大阪とか、よその学校に行くんですね。そういったことは認識されておりますか、調査されておりますか、それをお尋ねします。

○田崎教育長 今回の件は、阿蘇の今回の中学校のことというふうに限ってでよろしいでしょうか。

○荒木章博委員 はい。

○田崎教育長 今の高森中学校の剣道部員の出身がどこかと。それについては県のほうでも把握をしております。それぞれが高森町に住民票を移して来ております。町で住民票を受け入れた以上、教育はその当該市町村の教育委員会で行うという決まりがありますものですから、今、現状、高森町が行われていることが法に違反するとか、そういうことではないというふうに認識しております。

○荒木章博委員 今、教育長から説明がありました。

私は、中学校というのは、私の認識が間違っているのかと思うんですけれども、自分の家からその中学校に通うのが基本じゃないのかなと思うんですよね。実際熊本市内の中学校でも、要するに、アパートを借りて、そこに住民票を移して、そこから通って、私はそういうところは指摘したんですよね。そしたら、何か署名簿集めて、共産党の議員に頼んで、市のほうでは教育長に、県のほうでは教育長に要望して、そこにいるのに、なぜなのかと。先生を異動するのに、なぜそんなこと、異動するのかとか、そういう要望を出し

たこともあるんですよね。そうしたことで、私が間違っているんですかね。大体基本は、自分の当該の住居からそこに通うと。じゃあ今から住居票を移していいならば、今教育長の話であれば、住民票を移してあれば、今幾つもあっていますけれども、そして学校に行けるということですかね。

○田崎教育長 私も、荒木委員がおっしゃったような、いわゆる小学校、中学校までは親元から通っていくのが好ましいというふうに認識しております。

今回も、そういう観点から、高森のほうには状況をお聞きし、今後どうされるのかということも私の考えとしてはお伝えをしております。好ましいことではないということをお伝えしてお話をさせていただいていると。

ただ、これについては、法的に言えば、先ほどのようなことで、決して何かに違反しているとか、そういうことではないものですか、強い、こちらとしてはそこまでの指導といえますか、そういうことまでしかできないということでございます。

以上でございます。

○荒木章博委員 いや、私は、本来に戻ると、やっぱりこの42ページにあります部活動のあり方検討委員会と、こういった中に、やっぱり指導者とか——先生方も忙し過ぎる中で指導されている先生方とか、そういう思いとか、学校の先生たちだけが、ほとんど8割か9割近く入って検討しても実態の話としてはできないと思うし、できれば、私学の先生方も入っていただいて、指導者も入っていただいて、やっぱり1,000人を超す無月謝ですよ。これはもう全国にも名立たる熊本県が今こういう状況なんです。例えば、監督の先生が、中学校の生徒に、うちに、高校に来てくれと言うところ、もう月謝免除、無月謝しますからということで伝えると、親が何と

言うかと、こんなこと言うんですよ。たったそれだけですかと、はっきり言うて、笑い話のようなことだけど。例えば野球のバットとか、グローブとか、そういうのを含めて、遠征費も含めて、全て面倒見ます。だからドラフト制みたいなんですよ、今は。今の教育界の現実がですよ。

だから、私は、たまたま剣道がこうやって出たの迷惑なんですよ、僕から言うならば。腹立たしいんですよ、はっきり言ったら、気持ちとしては。みんな一生懸命——青少年の剣道の理念は、青少年の健全育成のために、また法の理念をもって人間形成を道とするという一つの決まりから外れていることなんです。だから、そういったところを教育長さん初め県の執行部がある程度認識をして、やっぱり高校入学に向けた——1,100人を超すこの勢い。もうこれ、中学校が今度またやりまして、14、16というて33名になっているんですよ、月謝免除が、中学生がですね。把握されていますか。

○緒方義務教育課長 今先生のほうからありましたメンバーの中に、指導者あるいは私立高校の先生もおっしゃいましたのは、指導者につきましては、地域の指導者とか、外部指導者の件かと——そういうことでございますでしょうか。そういう指導者のことかと思えますけれども、そういった方につきましては、現在、指導者の方あるいは私立高校の先生についてはメンバーに入っていないところでございます。といいますのが、これが県教育委員会の取り組みというふうなことで部の活動のことでございましたものですから、入っていただけていないところでございます。

○荒木章博委員 いや、入らなくてもいいですよ、県教委なら。ただ、それだけの認識をされているのかということをお課長に……。

○緒方義務教育課長 中学、高校の中には、特待生でたくさんの方がいらっしゃるということは把握しております。

○荒木章博委員 だから、やっぱりそういうところの、これだけの実数上げて、私学の、文書課に——総務委員会でも僕は述べたことがあります。毎年毎年指導してくださいと。しかし、私はわかるんですよ。建学精神の中で、県立高校とか違うわけですから、自分の私学で。ただ、補助金申請は出す。それじゃあ、学校においては、200名ですよ、無月謝が。どういう形態で経営をしていくのかというのが私は疑問なんです。ただ、もうこの勢いはとまらないです、もう。全生徒、例えば野球なら全員、8人が、9人が全部要するに無月謝ですよ。そこで全部とっていくんですよ、はっきり言うて。

だから、建学の精神は私はわかる。しかし、やっぱりこれをとめなければ、親の考え方とか、一時期、いつか殴ったぐらいで、強くしていただけるならありがたいというのが今の考え方なんです。だから、全部とは言いません、さっき言いました。それは、10分の1でも、5分の1でも、そういう考え方があるということ。だから、私学と一緒にやって、やっぱりそれをとめていくようにやっていかなければ、私はいけないんじゃないかなというふうに思います。教育長、いかがでしょうか。

○田崎教育長 おっしゃられている趣旨も理解できる部分がございます。当面、先ほど申し上げました11名で発足させていただきましても、その中で、私学の実情、あるいはそういった指導者の方の意見等を聞くような場が設けられれば、その中でお話も聞きながら進めていければというふうに思っております。

○荒木章博委員 わかりました。

○浦田刑事部長 先ほどのちょっと補足ですけども、ちょっと誤解があるといけませんので……。

体罰であれば、暴力はいいということではありませんで、体罰をもってしても、たたいたり、蹴ったりすれば、警察的には、暴力犯として、これは捕らえるということでございまして、体罰であれば、そういうのは暴力犯にならないということではありませんので、一応念のために申し上げておきます。

○荒木章博委員 やっぱりあその会場は、100人以上の警察官がいらっしゃったんですよ。だから、見て見ぬふりをする——そういうことはないと思いますよ。私だけ見とったつかもしれません。しかし、やっぱりそういうあり方というのは、やっぱり注意するとか、摘発するとか、何らかのやっぱり対応をしていかないと、やっぱり小杉議員も挨拶し、徳永幸三、当時の北署長も挨拶をして、きちんとした大会をやっているわけですよ、警察官の運営の中で、北署の承道館の大会ですから。だから、私は、そういうときには、ぱっと注意をされるとか、そういうのも、まあまあ終わったことですから、欲しかったんじゃないかなというふうに思いますので。

以上です。

○高野洋介委員長 先ほど教育長も言われましたし、荒木委員も言われましたけれども、学校教育法で体罰は禁止されているということなので、それは一致していると思いますので、私立のほうも、きちんと教育委員会のほうから総務のほうに働きかけながら、同じ意識レベルのもとで今後やっていただきたいというふうに思っておりますので、今後またよろしくお願ひしたいと思っております。

ほかにございせんか。

○松田三郎委員 教育委員会のほうの資料の35ページ、特別支援教育課の高橋課長にお尋ねします。場合によっては学校人事課長かもしれませんが……。

下段のほうのいわゆる発達障害について、小学校、中学校には、年々そういう要望があって、いわゆる特別支援の学級というものがふえているようでございます。それに反してといえますか、県立高校でも一部にはそういう御要望があるやに聞いております。ただ、聞くところによりますと、制度上は設置できるけれども、熊本県内では今設置の例はたしかないという話で、もちろん財政上の理由、制約もあろうかと思えますし、例えば、単位制であるとか、あるいは教科も中学校からすると大分多くなりますので、それなりの難しさもあるんだろうと思えますが、端的に、今少なくとも設置しないというか、設置できない理由というものをお聞かせいただきたいと思えます。

○高橋特別支援教育課長 高等学校における特別支援学級につきましては、学校教育法の80条に高等学校も明記はされております。しかし、学習指導要領で特別な教育課程の編成というのがありまして、小学校も中学校も、子供さんの実態で普通の教育課程が難しい子供さんの場合、それを弾力的——内容を少し学年を下げたりとか、内容を別のものに変えたり、知的障害の特別支援学校の教育課程に変えたりとか、そういったことができるんですけども、その学習指導要領上の特別な教育課程の編成といったことが高等学校で認められておりません。特別支援学級をつくることはできるんですけども、そこで行われる教育に関しては、高等学校の教育課程をそのまま使うということが、制約の一つはそれでございます。

2点目が、教員の定数上の配置で、高等学

校の特別支援学級については教員の定数がついておりません。そういうことで、県の持ち出し、全員持ち出しということであれば、教員の配置はできるわけですが、そういったことで、本県のみならず、全国で公立の高等学校で特別支援学級をつくっている例は一件もございません。唯一大阪府に自立支援コースというのがあるんですけれども、それに関しては、各学年に2人か3人ずつの学習グループをつくっておりますけれども、それに関しては文部科学省のほうも公に認めておりませんし、我々も、各学年2～3人ずつのグループができたとして、その生徒たちの学校生活がどうなのかということに関しては少し疑義を持っております。

以上でございます。

○松田三郎委員 ということは、設置は可能だけれども、法律上。さっきおっしゃる弾力的なのができないから事実上はもうできないと。他県に何か例があると聞いたけれども、じゃあ、その大阪の例なのか、私の誤解なのか——全くないわけですね。

○高橋特別支援教育課長 大阪のその自立支援コースというのがありますし、県によりましては——本県にもございますけれども、高等学校の中に特別支援学校の分教室を設置しております。本県でも、芦北高等学校の中に芦北支援学校の分教室、そして甲佐高等学校の中に松橋西支援学校の分教室を設置しております。なかなか特別な教育課程の編成ができない状況でありますので、この分教室が、ある意味、高等学校の特別支援学級にかわるような、そういう役割は持っているんじゃないかと思っております。

以上です。

○松田三郎委員 その下の資料にあります新規の、下段の3番、モデル校を高等学校1校

指定をすると、この具体的支援方法について研究する、言うなら、例えば、今教育委員会で考えられている、こういうのが幾つか考えられるなどというのがありましたら、例えばモデル校がもう既に決まっているのか、どこのか含めてお答えいただきたい。

○高橋特別支援教育課長 このモデルスクールといいますものでは、鹿本農業高校の指定を考えて、今国のほうに申請中でございます。

このインクルーシブ教育という言葉は使っておりますけれども、文部科学省のほうは、共生社会に向けて、このインクルーシブ教育システムが大事であると。そのためには、今の現在の特別支援教育を着実に推進することが必要であるということで、タイトルはインクルーシブでございますけれども、実際の事業内容は、現在の特別支援教育を推進すると。

この事業の大きな目玉は、合理的配慮協力員という、このインクルーシブの中で合理的配慮をする協力員という方を非常勤で雇用してもよいと。その方が、実際学校に常駐したり、あるいは巡回をして、そして先生方にアドバイスをしたり、保護者の相談に乗ったり、実際の授業を見て、そして、例えば発達障害の生徒がいたときに、板書の仕方とか、あるいはその生徒に対する、A君ならA君という生徒に対する発問について、こういうふうに話をしたほうがわかりやすいとか、視覚的情報を用いたほうがわかりやすいとか、そういう具体的なアドバイスができる、そういう人を入れる事業で、その方の存在と働きぐあいがこの事業の成否を握るんじゃないかか。

誰でもいいということじゃなくて、特別支援学校、あるいは特別支援学級で長年勤めた知識と経験のある方がその協力員として配置されれば、今までできなかったような、そうい

いろいろな意味での効果が上がるんじゃないかなと思っております。

○松田三郎委員 よくわかりました。

1つだけ含めて、ちょっと要望といいますか、かねがねお願いしていることでありますが、さっき言いました小学校——高校の話はわかりました。小学校、中学校、県の教育委員会の指導のもと、発達障害に関する研修というのも非常にふえているようでございます。

一方では、非常にやっぱりよく勉強なさっておられる現場の先生も多いように評価をいたしておりますが、他方では、特別支援学級の担任で、何か最初のころ、4月に、親御さんに、私は自閉症のことはいっちゃんわからぬですもんなどというような、謙遜してなのかどうかわかりませんが、片方には、そういう方もいらっしゃる。ということは、まだまだ結構ばらつきもあるのかなと思いますので、引き続きレベルアップを図っていただきたい。

ただ、その場合、今でさえ大変忙しい、多忙感といいますか、現場の先生でございますので、今のままで研修の回数をふやしたりすると、なおのことお忙しいのに輪をかけてしまうということで、教育委員会のほうも、もう既に事務的な負担をかなり軽減しようというふうな取り組みもしていただいているようでございますので、そういったほうも引き続きやっていただいて、できるだけ小学校、中学校——小学校のほうにおいては、発達障害の子供さんに限らず、一人一人の子供さんに接する時間を、これは引き続きそういう点も注意して取り組んでいただきたいというのと、最近よく聞きますが、家庭ですから、教育委員会だけじゃなくて、健康福祉部などとの連携も必要かと思っておりますけれども、核家族化しまして、発達障害をお持ちの親御さん、とりわけ母親が非常に自分を責めたりとか、

あるいは何かいろいろまくいかないときに相談するところが——一応一覧表とかあるんですけれども、いろいろ配布なさっておられますけれども、なかなか相談するところが少ないということで、非常に親としても目いっぱいになってしまっているところが多いところが多いところと聞きますので、家庭教育支援条例の一環でもありますが、親支援の部分も、どこかほかの部局と連携をしていただいて、そっちのほうにも目を向けていただきたいと思っております。

以上、要望でございます。

○高野洋介委員長 次に。

○鎌田聡委員 冒頭、田崎教育長の説明要旨の中で、先般の県立高校の女子生徒の自殺ということでお話がございまして、大変本当に痛ましい、悲しいことだったというふうに思いますので、これからいろいろ調査等含めてやられていくと思っておりますけれども、その中で、命を大切にすることを一層強化するというので、教育長の説明の中では話ございました。もう命を大切にするとは、これは当然だと思いますし、そのことは重々生徒もわかっているながらも、やっぱりこういった事態になったということもあると思っておりますので、ただ命を大切にすることを教育だけじゃ、やっぱりこういう事態回避できないことも、そこまで思い詰めている状況に至ったんじゃないかということも考えられますので、やっぱり生徒がこういう状況でいろいろ思い悩んでいるときに、そこを受けとめられる、そこをきちんと把握できる体制整備というのも一方ではですね、ただ単に命の大切さだけを教えるんじゃないなくて、学校としてそういう体制整備も必要じゃないかなと思っておりますけれども、スクールソーシャルワーカーを3名配置するということでありますけれども、そういったのも含めて、そういった生徒の状況把握ということ

についての、やっぱりそこをどういうふう
に今後やっていくのかということについて
も考え方を示していただきたいと思いま
す。

○上川高校教育課長 高校教育課でござい
ます。

このたびの県立高校の女子生徒がみずか
ら命をなくしました点につきましては、本
当に残念で悲しい事案でございます。ま
た、委員の先生方にも大変御心配をおか
けいたしまして、この場をおかりしまし
ておわびを申し上げます。

現在、この事案につきましては、校内に
調査委員会を、これは保護者代表等外部
の方も入っていただいた調査委員会を
立ち上げて、真摯に調査を進めておる
ところでございます。また、在校生の心
のケアにつきましても、高校教育課か
らスクールソーシャルワーカーやある
いは臨床心理士などを緊急に派遣いた
しまして、学校支援に取り組んでおる
ところでございます。

また、今先生から御指摘のありました未
然防止につきましても、心、命を大切
にする教育を推し進めていくことはもち
ろんですけれども、スクールソーシャル
ワーカーを今年度は3地域に配置する
ことができましたが、各学校におきま
しても、校長を中心として教育相談の
システムをもう一度見直して、生徒た
ちと向き合う時間をふやしながら、生
徒の心に寄り添うような、そういう教
育を一層推進していく必要があると思
います。

具体的な取り組みにつきましては、これ
から本課からも学校にそのプログラム
について示してまいりたいというふう
に思っております。

○鎌田聡委員 今これからの取り組みに
ついてお話をいたしました。

特に、やっぱり未然防止で、先ほど言
ったように、子供たちの思いを受けと
められるよ

うな状況がやっぱり必要だというふう
に思いますので、スクールソーシャルワ
ーカーの3地域でどうなのかということ
、非常にこれではなかなか各学校――
それと、あと、学校とスクールソシ
ャルワーカー連携できたとしても、じ
ゃあ、子供たちとスクールソシアルワ
ーカー連携できるのかどうかというこ
ともありますので、そこもうまくきち
んと子供たちがやっぱり相談しやすい
体制というのをつくっていただきたい
と思いますけれども、今後の議論だ
と思いますが、ぜひその点は十分に
考えていただいて、なかなか校長を
中心にということになりますと、先
生にとってはやっぱりそのところが
なかなかうまくいかない部分があり
ますので、生徒から直接相談できる
ような体制も講じていただきたいと思
いますけれども、その点いかがでしょ
うか。

○上川高校教育課長 スクールソシアル
ワーカーにつきましては、平成24年度
は、モデル的に県央の湧心館高校1校
に配置をしておったところでござい
ます。今年度、県北と県南にも1校
ずつ配置校をふやしたところでござ
います。

この配置校を拠点として全県内に対
応してまいりたいと思いますが、もち
ろんこれで十分だと考えているわけ
ではありません。今後とも、しっか
り検証を進めながらと考えており
ます。

それから、スクールソーシャルワ
ーカーというのはあくまで補助的な
ものでございまして、第一義的には
、学校の教員が生徒に当たるという
のがもちろん第一義でございます。
各教員のカウンセリングスキルを高
めていくような、そういう取り組み
も同時に進めていく必要があるとい
うふうに考えています。

○鎌田聡委員 もちろん、やっぱり常
日ごろ子供たちが接しているのは先
生たちですから、そういう意味で、
今おっしゃられたよう

なカウンセリングのところをぜひ高めていただきたいと思いますし、二度とこういう悲しい事案が起こらないように、ぜひ徹底的にこういった防止策というのを講じていただきたいと思います。それを要望しておきます。

○高野洋介委員長 要望でいいですか。

○鎌田聡委員 はい。

○高野洋介委員長 次に。

○前田憲秀委員 資料の27ページのモンタナ大学高校生派遣事業についてお尋ねをしたいと思うんですけども、先ほど説明もありましたけれども、人選方法とか、もう少し詳しく今わかっている範囲で教えていただければよろしいでしょうか。

○上川高校教育課長 この州立モンタナ大学への派遣事業は、県内の高校生15名、これは、私立の高校生も含めまして15名を派遣したいというふうに考えております。

引率教員も現在のところ3名を予定しております。私立の教員も含めて3名の教員を引率教員として派遣し、指導力向上にもつなげたいというふうに思っています。

選考につきましては、各学校から推薦をいただいて、現在のところ、面接でありますとか、あるいは書類審査でありますとか、学科等も考慮しながら派遣生を決定する予定にしております。

○前田憲秀委員 私が、いろいろ若い人と接する中で、今の時代は、情報も環境も非常に、海外に出ているんなものを学ぶ機会は、我々が学生のころからすると非常に整っているんじゃないかと思うんですが、当の若い人たちは、外に出たがらない、留学も余り興味がないという印象も受けます。そこら辺は、

どういうふうに分析というか、感じられていますか。感想でも結構ですけれども。

○上川高校教育課長 御指摘いただきましたように、これは全国的な傾向でございますが、海外留学を希望する生徒の数は減少傾向でございます。高校教育課といたしましても、このことを憂慮しまして、海外に目を向ける高校生を育てるために、留学も促進事業をしております。ただ、そのきっかけとして、このモンタナ派遣事業というのは2週間の期間でございますので、高校生も希望しやすい期間、これがやがて留学に、そして海外大学への挑戦へというふうにつながっていくような、そういう端緒としての取り組みだというふうに大切に考えておるところでございます。

○前田憲秀委員 私も全く同感でありまして、行く行くは、今これ、15名予定していますが、希望者がふえて選考に困るといぐらい、何かそういうモデル的なものにつくり上げていただきたいなというふうにも思っています。

それと、この中に海外大学への進学者拡充を目指すという文言もありますけれども、ぜひ、どれぐらいの留学生、また進学者を県から輩出するののかというやっぱり数値目標もきちんと立てられるように、ビジョンも立てていただきたいなというふうに思いますけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○上川高校教育課長 海外の昨年度の留学生は県内11名でございました。最盛期に比べますと、随分と数を減らしております。今後、目標値をきちんと立てて進めていかなければならないと思っています。

海外大学への進学につきましては、モンタナ大学の奨学制度等ありまして、若干名の生徒が進学をしておりますが、まだまだ小さい

数字でございますので、これも力を入れて進めてまいりたいというふうに思います。

○前田憲秀委員 ぜひ、そのような目標もきちんとできるような形で、熊本モデル的なものになるように、しっかり発展をしていただきたいという要望をさせていただきます。

以上です。

○早川英明委員 その上の26ページですかね、高校教育課ですけれども、英語授業改善プロジェクトとここにありますが、これは、高校の英語の先生の教育力の向上を図るための事業でしょうけれども、まずお聞きしたいのは、今、英語で会話ができる高校生、平均的に英語で会話ができる生徒さんといえますか、どのくらいのレベルまでの会話ができるということを把握しておられますか。

○上川高校教育課長 済みません、そこは、高校に入学してきます段階で日常会話は——よく言われますのは、中学の英語をきちっと理解していれば英会話はできるということでしょうけれども、実際に体験しないと、なかなか生きた英会話というのができない状況にあるかと思えます。新学習指導要領の中では、生きた会話を授業の中でと、英語を使って授業をするということはそういう意味合いを持っておりますので、先生お尋ねでございますが、今県立の高校生がどのぐらい英会話力があるかという数値は今持ち合わせておりません。済みません。申しわけございません。

○早川英明委員 私の経験から、中学義務教育で3年、高校教育で3年、計6年英語を習って、そして出てきたときに、今はもうそれぞれ皆さん方、今この教育現場、あるいはまた、生徒の皆さん方も教育に目覚めて、英語は今私たちより以上に勉強されるから、それ

はあるというふうに思いますけれども、私たちの経験からすれば、ほとんどもう会話としては無に近い状況ですよ。

ただ、私がこの——今度逆に言えば、国語をちょっと考えてみてください。仮に日本の国語の試験で赤点とった人でも日常生活には何にも影響ないわけですね、話すことができますから。私は、それと一緒に、この英語の授業そのものの内容が、今のこの教育の中でいかなものかなというふうなことを思います。例えば、英語で熟語とかそういうのを習っても会話がでけぬなら何にもならない。今私が言いましたように、国語の授業、国語の点数で赤点とったも何にも影響ないわけですね。

だから、もちろん、この英語の先生の指導はもちろんそうでしょうけれども、先ほど課長がおっしゃったような、英語の授業の内容そのものも今後は少し変えるべきじゃないかなというふうなことを思いますけれども、どうでしょうか。

○上川高校教育課長 本事業の大きな目的の一つもそこにありまして、まずは英語教員の意識改革といえますか、そういうところから新学習指導要領に対応していく必要があるというふうに考えています。

これまでの文法を中心とした授業から、スピーキング、実用的な会話能力を、発信能力を高めていく授業への転換が求められているというふうに思っておりますので、この取り組みの中で2泊3日の英語教員の宿泊研修をしますが、その中では、ALTなども入れまして、全て英語で生活をする。そして、その中で英語の授業を生徒たちにどう伝えていくかと、していくかという授業研究もやってまいります。

そういうところで、できるだけ数多くの教員をこの研修に参加させて、まずは教員の意識改革からというふうに考えておるところで

ございます。

○早川英明委員 ぜひそのようなことで、高校3年間卒業するときには、童話の話ぐらいでもできるような会話力をつけていただきたいなというふうに思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山本秀久委員 ちょっと私は関連。ちょっと私は耳が遠いから、大きい声で話してください。

実は、今関連しますけれども、この留学する場合、まず、ここに環境の勉強させたりとか、それと「熊本の心」とかと打ち出しているようだけど、そういうことをするとき、留学生に対して、本当に日本の文化のよさというものを身につけさせて留学させなきゃ、日本人というものは誤解を受ける面があるんですよ。

だから、今、早川さんの話、ちょっと聞いたけども、ただ英語だけ堪能じゃだめなんだ。日本人としての心を持った、文化的なものを持った者を留学させるような、そういうものをさせなきゃ何にもならぬと私は思うわけですよ。基本が間違っていないかと。ただ英語ができればいいとか、学校の先生から頼まれたからいいか、そうじゃなくて、内容も含んだものを、含んだ留学をさせなきゃおかしいんじゃないかということを行っているわけだ。

私なんかもうこんな県会になってからモンタナに何回か行ってるけれども、我々に行くときには、ちゃんと日本人として、議員として、そして誇りを持って、きずなを深く持ったものを持って対等にモンタナと話をしてくるわけだ。そうしたときに、本当に日本の持ち味というものかな、そういうのを、文化をつながられるような情勢をつくっていかなきゃ、今水俣の環境の勉強をさせるとか何とかとやっているけれども、環境というものがい

かに大切であるとか、そういうものを含んだ者を留学させるようにしなけりゃ何にもならぬじゃないかと私は気がするわけです。私が言っていることは、そういうことなんだ。

だから、そういう基本を持ってやっていただいているかどうかを聞きたかったわけなんだよ。

○上川高校教育課長 先生から御指摘いただきました留学をしていく者の心構えのことでございますが、本課で留学をする生徒に対して支援事業を行っております。これは校長の推薦をもとに支援事業を行っておりますが、熊本県を代表して留学をしていく生徒でございますので、しっかりとその辺の伝統文化、日本人としての誇りを持って熊本県を代表していく生徒を推薦していただいているというふうに考えておるところでございます。

○山本秀久委員 そんな今言ったことが基本にあってやっているなら私は何も言いませんよ。そういうことです。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかに質疑ありませんか。

○荒木章博委員 20と22ページですね。熊本歴史・文学館推進事業と新しく予算がついていきますけれども、この熊本歴史・文学館(仮称)ということであっていますけれども、やっぱり熊本には、加藤、細川というのと文学館を結びつけるというのは非常にちょっと疑問も感じるんですけれども、場所がないということで、1つの近代文学館の中に併設をするということになります。そうすると、やっぱり加藤、細川という名前を私は入れるべきじゃないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○石川社会教育課長 近代文学館を歴史・文学館へ拡充していく中で、名称については、現在仮称となっております。

名称について、今、加藤、細川というものも入れていくかどうかという御提案と承知しておりますが、これから名称についても議論をしていきますけれども、逆に熊本の歴史という場合に、加藤、細川だけでないところもありますし、また、図書館で持っている古文書、歴史関係の文書に関しても、もちろん加藤、細川に関するものもありますけれども、そのほかに、相良家に関するものとか、天草に関する資料なんかもありまして、県立図書館として熊本県全体のやはり歴史、文化の情報発信をしていくことも必要ではないかなというふうに思っておりますので、今の私の中で、名称をこうすべきというところはなかなか答えられませんけれども、私の個人的な感触としましては、加藤、細川ということを入れるということにこだわらなくてもいいのかなと思っておりますが、これは、また多くの意見を聞きながら検討したいと思えます。

○荒木章博委員 個人的な意見は僕は聞いてない。だから、今言われたようなことはわかりますので、熊本は、加藤、細川というのが非常に重要なことであるので、考えてほしいということ……。

それでは——もう言わないですけれども、22ページの細川コレクションの常設展についての話ですけれども、非常にこの県立美術館と熊本城が——あれだけ熊本城は年間100何十万ですか、50～60万入って、県立美術館は少ない。そして、加藤、細川の国宝やら重宝やら、いろんなのがあるにもかかわらず、観光客が見に来ない。そういう割引とか何とかそういうの含めた形の中で今後検討される考えはないのが1つ。

もう一つにおいては、今度、海づくりの形で、天皇陛下が熊本にお越しをされるという

ふう聞いております。過去にも県立美術館で、私も、天皇陛下が来られたときに、あそこに立っていたんですけれども、入り口のところからずっと。展示に、見学に来られた。そのときに、私の隣が国立病院の病院長だったけれども、そこに陛下がお言葉をいただかれたりされたんですけれども、県立美術館というのは非常にかかわり合いが深い。また、国の細川——この前も重要文化財が出てきたんですけれども、だから、熊大に古文書があるわけですけれども、そういった熊大の古文書も、やっぱりたまにはこちらのほうに、常設展のほうに展示、皆に公開を、一部でもできるように考えていくべきではないかと思うのが2点です。

もう一点は、県立美術館に入りますと、おもてなしの心とよく言葉が出ますけれども、入り口が3カ所あります。正面と横から、真ん中の喫茶のほうから入ると、これは普通は一般の人は入りませんが、管理棟のほうから入る3つのルートがありますけれども、残念ながら少しの雨でも——私も美術館にはよく行くんですけれども、2カ所は、ちょっとした雨でも排水があって通れないんですよ。そして、横をよけていかなんと。そうすると、やっぱりいろんな人が言うのには、そこね——芝で滑るんですね。真っすぐ通路は通れないんですよ、雨にぬれてですね。そういったことも将来——ここは国指定の場所であるということはわかりますけれども、やっぱりきちんとした国宝や重宝が展示できる、また、9月の海づくりには、いつ天皇陛下が来られるかわからないのに、雨のときはどうされるのかと。

そういうことも考えられた中で、この3つをお尋ねしたいと思えます。

○小田文化課長 今、荒木先生のほうから3点御指摘があつて、まず、1つ、真ん中の第2点の、いわゆる熊本大学の永青文庫研究セ

ンター、ここで7万から8万点の、御承知のとおり、藩政資料とか古文書の、今解説といますか、目録作成を中心にやっております。あわせて、県立美術館のほうでは、寄託品であるとか、預かり品、1,500点の修復等もやって展示をしていこうと。

今先生が御指摘のとおり、熊大の永青文庫のほうで解説をしました書状であるとか、あるいは重賢公のいろいろな日記であるとか、そういうものを部分的には今まで——今ちょっと調べましたら25点、今までに何か出したことがあると、美術館の展示にですね。ただし、残念ながら多くの、まだたくさんあるんですけれども、そこをまだ展示するまでには至っておりません。ですから、今お話がありましたことを踏まえまして、今後、熊大のほうで解析をいたしました貴重な古文書については、できるだけ美術館の細川コレクション展示室の中で展示をしていくように今年度から協議をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、3点目にございました美術館の入り口が、入れるところが3カ所ございませう。一番正面のお客様の一般的な入り口、それからコーヒーの喫茶室に上がっていく通路というのがございませう。それからもう1つ、これは関係者だけが事務棟に入るときに入り口ということで。実は、お話しのとおり、非常に強い雨がしばらく降りますと、あそこが川のような状態で水が高いほうから低いほうに流れまして、なかなかお客様が通れないような状況にあると。これは、実はこの道路というのが二の丸公園の管理用の道路ということになっておりまして、この管理は、熊本城の総合事務所という熊本市の事務所が管理をしております。美術館のほうから昨年来要望をいたしまして、非常にお客様の安全とか、あるいは通れないような状況があるから何とかできないだろうかというお話をしまして、実は、今年の9月、10月に一応工事をいたし

ました。それは、20センチぐらいの配管があるんですが、そこが木の枝とか詰まって水が通らなくてあふれてしまうということだから、配管をかえたんですが、実は、その20センチの配管でかえているものですから、やはりいまだに——大分よくはなつたんですが、やはり強い雨が降ると、もう30分ぐらいは水がはけないというような状況がございませうので、今後、その配管の管を少し大きく、倍以上の管にかえるようなことで、これは、先生が御指摘あつたように、特別史跡の中のものでありますので、文化庁に現状変更という許可が要るんですけども、これは熊本市のほうから。そこまでいってどうなのかというような協議、場合によっては、もしだめなときは、それにかわるような、横を回って安全に行けるような、例えばキャプションを出してみたりとか、あるいはほかに何か方法があるのか早急に美術館と協議をして考えていきたいと思ひしております。

○荒木章博委員 1点目は。

○小田文化課長 失礼しました。

お話しのとおり、これ、熊本城の入館者、これが美術館のほうに来ていただけるなら、こんな幸いなことはないわけでありまして、美術館も入館増というのは一生懸命今やっておりますので、現実にことしの4月1日から、まだ数は少ないんですが、熊本市がレンタサイクルという自転車の貸し出しをやっておりますので、このレンタサイクルに乗ってきた人については、美術館に入るときにその旨言っただいて確認できれば、団体利用の割引をするということを実際に今やっております。

ただ、これは少し数がまだ少のうございませうけれども、そして対策で考えておりますのは、熊本城の当日券、入つたという当日券を美術館に持ってきていただければ、美術館の

ほうも、団体利用、20人以上の団体利用の割引をいたしますが、この割引の適用をします。これを今考えております。

さらに、これを相互でやったらどうかと。つまり、美術館に入った入場券を熊本城に持っていくと、熊本城のほうも何らかの割引をするというようなことを相互にやってはどうかということ、今、熊本市、さっきの熊本城管理事務所等に話を出しているところでございます。

○荒木章博委員 2番目の展示の古文書を含めたやつは、やっぱり1億6,000万も細川財団のほうには出しているわけですね。だから、細川さんが知事になったとき、300万を500万に上げているんですよ。そして、よそに出そうなんていうことがあったので、私はやっぱりこの1億6,000万も、熊本県は——まいつとき、今年度は800万払っているわけですよ。だから、そういう立派なものを、県民や、また国民が、また海外の人も含めて、一部でもこういうすばらしいものがあると、歴史と文化を知る上で文化関係者には非常に宝なんですよ。だから、ぜひこれの展示を、一部でもいいですので、お願いをしたいというふうに思っております。

それと、管理用の——今熊本城に入館、そして県立美術館に入館、いろんなお互い相互の県とか市とか、割合で自分たちだけで決めるのではなくて、お互いが相乗効果を生み出すように、熊本城だけでは、もうイベント——国が、非常に文化庁がやかましく言ったでしょう、イベントばかりの感じばかりになると。中身はやっぱり県立美術館ですよ。細川展ですよ。この中身を知って——だから、この前、文科大臣に私は20分お会いしたとき、熊日の記者の方もいらっしやっただけど、3人でお会いしたとき、話したときに、今、IOCの委員は、クーベルタン男爵が言われたように、おのれを律する、おのれに克

つ、おのれを知る、これは宮本武蔵が370年前に言ったことなんですよ。ですね。ですから、今世界に読まれている武蔵の五輪書、これをぜひ熊本で——どこで書いたのか、熊本の霊巖洞で書いたんだということを言われて、行ってみたいなど、IOCの委員が言われたと僕は聞きました。だから、これは、今から県立美術館を柱として、日本の、やっぱり世界のキャンプ地とか、いろいろ含めて——今教育長もバッジをここにはめておられるんですけども、はめて、オリンピックのバッジ、左は私の同級生の松木薫の拉致のあれですけども、やっぱり日本は、前回のとき、天皇陛下、皇族は出なかったんです。今回は皇太子が出られてお言葉をされたんですよ。だから、日本は、イスタンブールには負けられないんですよ。だから、そういうのを含めて、日本にすばらしいものを、文化と歴史。だけん、卓球を見せたいとか、IOCに。柔道見せたって感動もないんですよ。ただ、IOCの委員が、この細川秘伝に残る五輪書を、門外不出の五輪書も、もう非常に宮本武蔵を尊敬しているというアイデアを僕はいただいたもんですから、ぜひ、これを含めて、熊本県が、この県立美術館ここにあり、そして細川展ここにありと、そう言えるようなやっぱり観光地づくりとか、文化づくりとか、そしてやっぱり9月の決定に向けて——だから、僕は提案書を出しています、今、はっきり言って。だから、ぜひそれをお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○高野洋介委員長 要望でいいですか。

○荒木章博委員 はい、要望です。

○高野洋介委員長 ほかに質疑ありませんか。

○鎌田聡委員 ちょっとざくつとした話ですけども、9ページの当初予算総括表で気になったのが、前年度当初から本年度が20億ぐらい教育予算が減っているんですよね。その中で特に学校人事課が15億減っている状況がありますので、この要因は何ですか、少子化に伴って先生たちが減ったとか、そういう状況ですか。

○山本学校人事課長 これにつきましては、退職手当条例の改正に伴う支給額の減、それから退職手当の支給対象者の減によるものでございます。

○鎌田聡委員 じゃあ、教員数がかくつと減ったとか、そういうことじゃないということと理解しとっていいですね。

○山本学校人事課長 はい、そういうことでございます。

○鎌田聡委員 わかりました。

○高野洋介委員長 教育委員会にかかわる質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 それでは、引き続き警察本部にかかわる質疑はありませんか。

○松田三郎委員 警察本部に。すぐ終わりますけれども。

これ、25年度だから、まだその前だったのかもしれないけれども、いわゆる——多分刑事部長か、場合によっては本部長かもしれないが、いわゆるネット選挙が解禁になって、最初の選挙が7月執行予定の参議院選挙だろうと。

この資料にも、毎回毎回、この負担人口が熊本県では非常に少ない警察官数で頑張っているというのと。これ以上——もちろん今ま

での選挙媒体も使われるわけでしょうから、プラスこういう電子の媒体等々で、非常に我々も勉強しながら、ちょっとグレーゾーンと思えるようなことも出てくるだろうと、利用する人も。あるいは警察のほうも初めての経験で……。

ということは、これ以上警察官ふやして体制を整備してというのがかなり難しいのかなと思う中で、どういった体制でといますか、取り組みをしようと思っておられるのか、ちょっとでも——誤解のないように、それ聞いたけん、違反ぎりぎりのことをしようと自民党は思っているわけじゃございませんので、そういうのがありましたらちょっと教えていただきたい。

○浦田刑事部長 今回、お話がありましたように、参議院選挙からインターネットを使った選挙もできるということで、選挙の方法が拡大されてきたということだろうと思います。

警察としましては、選挙違反取り締まりに対する基本的なスタンスは、これをもって従来と変わるわけではありません。あくまでも、買収、供応とか、そういう実質的な悪質違反を検挙するというのが重点になると思っています。

ただ、今回のこのインターネットの選挙も、いろいろちょっと間違っ、形式的な違反といいますけれども、例えば文書図画を間違っ、配布したというのはよくありますけれども、そういうふうな違反になるのが一般的であろうというふうに思います。

ただ、それが、どれがどう違反なのかというのが、こちらは今ちょっと勉強中でございまして、いろいろ資料も出てまいっておりますので、それを見ながら、この新しい法律に違反するのがあれば形式的違反ということで、警告というようなことをやって、選挙は取り組んでまいりたいというふうには考えて

おります。

○松田三郎委員 いいです。

○高野洋介委員長 大丈夫ですか。
ほかにございませんか。

○荒木章博委員 先般、小学校の通学の時間に、学校の先生が子供たちを青信号で渡していたときに、赤信号を無視して体当たりをしたということで、先生が入院をされるという、そして子供たちにも非常にショッキングな出来事が起きたということなんですね。

私も、いろいろ子供の安全に係る、守るということで、これは警察大学の政策研究センターがつくっている本を見てみましたら、地域安全マップづくりというのが、一応入賞者も警察官ですけれども、2位、3位の人は違うんですけれども、非常に地域安全マップづくりをどう取り組んでいくか。今、熊本県においても、郊外型の犯罪というのが、要するに、高速道路が非常に車乗り入れができて、郊外に今大きい店舗ができていますから、郊外型の犯罪に対応するやり方も県警の皆さん方では考えられていると思うんですけれども、そういった中で、やっぱり地域の死角——駐在所があるところというのは非常に連携がとれていて、その地域とお話し合いをしたり、取り組みなんかやっているんですけれども、こういうマップというのは、教育委員会とも関連をしてくる問題なんですけれども、そういう死角に対する対応、やっぱり地域を挙げてそれに取り組んでいくことで犯罪の抑止力をつくっていくと。そういうことで、こういう安全マップづくりについてどのように考えて——これは警務部長さんですかね、どなた……。

○浦次生活安全部長 犯罪抑止の関係からの犯罪マップだろうというふうに解釈します。

生活安全企画課で、県下で発生します犯罪の状況を地図で一目でわかるように落としてございます。この内容につきましては県警のホームページに載っておりますので、これで、県民の皆さんが活用して、どの辺でこういう犯罪がありよるんだというような、いわゆる情報発信活動、これが主でございます。

○荒木章博委員 それは確かにわかります。しかし、教育の実際、PTAとか、地域を巻き込む防犯協会とか、巻き込んだことで教育委員会のほうは一緒に取り組んでおられることはありますか。

○高野洋介委員長 済みません、もう教育のほうは終わっているんですが……。

○荒木章博委員 それと一緒にことだもんな。

○高野洋介委員長 ですけども、ただ、そこは……。

○荒木章博委員 なら、いいです。なら、警察のほうに。それは、学校とか、そういうところと取り組んで、防犯協会とか、その地域において落とされておりますか。

もちろんホームページを見たりすることは簡単ですけども、一般市民はなかなか見られない。ただ、この安全マップづくりの表彰を受けている人たちは、地域と学校と、そして地域の防犯とか、自治会とか、そういうまちづくりとどういうふうに対応していくかということが非常に表彰の対象になっているものですから、その点についてお答えをお願いしたい。

○西郷警察本部長 今の件についてであります。県警察におきましては、警察本部レベルのみならず、警察署におきましても、地域

との連携というのを密接にとりながら警察行政を進めているところでありまして、例えば警察署レベルでありますと、警察署連絡協議会というものがございまして、これで、地域のいろんな代表の方の御意見、あるいは今おっしゃいましたような、この地域は最近犯罪が多いように感じるとか、交通事故が心配であるとか、そういう御意見をいただきながらいろんな対策を行っております。

また、交番、駐在所も、管轄エリアにおきましても、それぞれの交番、駐在所ごとに地域と連絡協議会を設けてございまして、この中でも地域のそういう代表の方に入らせていただいて、さらにきめ細かないろんな情報をいただきながら、治安対策といいますか、そういうことをやっておるところでありまして、引き続きそういうものをしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

○荒木章博委員 先ほどちょっと申しましたけれども、学校の先生が、要するに子供たちを道路、歩道を渡しているときに、赤信号でどんと当たった、子供たちも非常にショックであったということがありました。そういった中で、先般、交通部長には、地元のPTA会長さん、応援団長さんと一緒にお願い、こういう危険箇所については、やっぱり県警のできる範囲内——赤信号を突破していくなら、それはどうにも難しい。ただ、速度制限とか——それは、もちろん道路管理者にかかわる問題もあると思うんです、徐行しなさいとかですね。そういったところの取り組みあたりも、やっぱり交通部長考えていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○木庭交通部長 荒木委員がおっしゃいました事故につきましては、まことに、子供さんの誘導をされている中で、赤信号に気づかないといいますか、本人もぼおっとしていたとテレビあたりの取材でも言っているみたいで

すけれども、まさしく悲惨な事故であります。おけがをされてはですね。

県警の交通では、こういった通学路の問題につきましても、もう去年全国的にも取り上げられましたけれども、京都あたりでは、事故等を受けまして、これは全国ですけれども、通学路の緊急点検というのは文科省、それから国交省、警察庁3省の共催という形でやっております。本県でも、学校関係者、それから道路管理者、警察ということで、通学路の緊急点検を昨年度やっております。その結果、1,717カ所の危険箇所を発見といいますか、把握しまして、警察関係につきましても、横断歩道の設置等につきましても、順次今改善を図っているところでありまして。

また、お手元の実現計画2012の新しいバージョンですかね、済みません、これについては、新たに、交通の重点の一つに、通学路における安全対策というのを重点の取り組みの一つに加えているところでありまして。

荒木委員がおっしゃいましたその女性、小学校の関係でございましてけれども、事故自体は、信号に気がつかなかったということで、車両から見ますと、直前の灯器、それから、もう一つ補助灯器ということですね。2つ灯器があると。また、周辺にも子供さんがいっぱいいると、保護者もいるという中で、それで気がつかなかったかということで、今施設的な問題というのは、この事故に限っては特別なことを考えていますけれども、ただ、ほかに周辺にはいろいろ問題があるということをお聞きしましたので、せんだって道路管理者と現場の点検を実施しまして、今後またできる対策と一緒にやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○荒木章博委員 非常におっしゃるとおりで、信号を無視して、2灯器あるのを越えて

きたというのはその本人が悪いわけです。

ただ、この広島県警の生安課長さんが最優秀賞をもらっている中で、ここに書いてありますのは、地域安全マップづくりの取り組みという中で、一番、子供たちが危険な人に注意するのではなく、犯罪が起こりやすい場所に注意するという意識を持たせるようにというものであるというふうに書いてあるんです。これは、今あるのは交通事故の関係ですから、ちょっと違いますけれども、教育委員会間にも、やっぱり県警と一緒に、自分たちの地域は自分たち——警察官が、そこが危ないとか、教育委員会、学校の先生方が、ここは危ないということを指示するのではなくて、子供たちから、みずからこんなところが危ないところだと、危険な場所だと、そういうことを認識させるような対応をやるべきじゃないかと。これが、この警視庁の警察大学の最優秀賞をもらって——私は全部読んでみましたけれども、これに、小さいことは言いたくありませんけれども、これに尽きるんだなと私は思いますので、そして、今言われましたけれども、前回も自転車で死亡事故が起きております。ちょうど教育長さんが城西小学校を訪問されたときに、その日が葬式の日でもございました。ですから、非常に危険な場所、子供たちがその認識をしていく、親だけではなく、子供たちにそのマップづくりをしていくということを、ぜひ県警と一緒に教育委員会にもお願いをしたいなというふうに思っております。

以上です。

○高野洋介委員長 この件に関しては、うちの子供がこの間小学校に入学したんですけれども、保護者が、入学したときに、危険場所をチェックしながら、自分たちで地図をつくって学校に提出するんですよ。その危険場所には地域のボランティアの方々が交通ルールを守るように指導されているので、そこら辺

は連携とられていると思われるので、もっと連携を密にしながらやっていただきたいと思います。

ほかにありませんか。

○早川英明委員 1つ教えてください。交通部ですけれども、この信号機が、前年度10基をつけられて、今回の予算では12基というふうに書いてありますけれども、大体年によって違うというふうに思いますけれども、年に何基ぐらいの申請がありますか。これは、それぞれ新設をされるところは危険の箇所によって早く新設されるところもあるだろうし、そういうことを含めまして何年待ちぐらいでつけられるのか、これは一応聞いて、予算あたりもまた私たちも検討していかなといかぬじゃないかなというふうなこと思いましたんですから、ちょっとそこあたり教えてください。

○木庭交通部長 私も以前交通規制課長をさせていただきましたけれども、信号機の新設要望というのは各署のほうに要望が直接来ます。そして、その要望が署から上がってきますけれども、署のほうでも、そういった要望を受けて、その箇所を調査しまして、信号機が全く必要のない箇所については、もうそこで説得といいますか、説明して、署が必要と認めた数が本部のほうに大体例年上がってくるんですけれども、ちょっと最近のこと、数字はちょっと詳しく覚えていませんけれども、大体100基ぐらい、昔から大体100基ぐらい、去年がそういう箇所が116カ所上がっているということで、もうここやはり10年ぐらいは例年100基ぐらいの要望はあっているという状況であります。

その中で、何年待てばつけられるかということですが、やはりどうしても道路の新設がございます。やはりバイパスとか完成しますと、これはもうやっぱり今の道路は全

て幹線道路ですので、ほとんどやっぱりそこには信号機が必要ということで、最近では、去年が10基、ことしが12基予定していますけれども、その多くが、そういう新設道路のほうに回すケースがありまして、既設の道路に要望があってもなかなかつけられないというところがありまして、ですから、その辺、何年待てばつけられるというのは一概にはちょっと申せないところでございますけれども、しかし、緊急性があれば、そこは最優先で対応したいと思っておりますけれども。

○早川英明委員 わかりました。いや、もうそれ以上のことは聞きません。

○前田憲秀委員 説明資料の3ページなんですけれども、警察官1人当たりの負担人口のグラフの説明をいただきました。私も、現場の方、常々聞くのに、時間的制約さまざままで御苦労されている、全体的に警察官の人数も少ないというふうなお話も聞いて、もっと拡充もすべきだというふうにも思っております。

黒塗りでしっかり示されているので、もうしっかりこれはアピールされたいというグラフなんだと思うんですが、例えば、傾向でいいますと、南九州は熊本と同じように負担人口が多いわけですよ。北九州、北部九州というのは少ないという傾向。これは何か意味があるのかというのと、全国平均が501人ですか、これに熊本を全国平均にするためには、ここにありますように638人必要ということ、2割増員しないといけないわけですよ。ある意味、この数字を見ると、非常に深刻な状態じゃないのかなとも思いますけれども、この見解もお尋ねしたいと思っております。

そして、最後に、その反面、いろいろ今御説明いただいて、刑法犯の認知件数、交通事故死傷者、比較的減少しているんですよ、熊本というのは。それだけやはり熊本県警の

皆さんが優秀だという逆にあかしになっているのか、そこら辺の感想もちょっとお尋ねをしたいんですけど、よろしいでしょうか。

○黒岩警務部長 今のお話でございますが、負担人口の話、先ほど言いましたように、608という形で非常に高い数になっております。これが北と南で意味があるのかというお尋ねなんです、我々として全てのことを把握できる、全国の話ですので、県警として把握できるわけではございませんのですが、事の成り立ちとか、県警の生まれた経緯ですとか、場所とか、そういうもので、もともとの定数というのが、ばらつきの部分があるのではないかと。例えば、福岡というのは大都市圏であり、事件も多いし、これはもう個人的な見解として聞いていただきたいのですが、事件も多いので、やはり警察官の数も多いという部分。片や、逆に言いますと、長崎などは、事案も余り多くないという認識ではあるんですけども、海岸線が長いとか、韓国との要衝であるとか、やはり島も多いとか、そういう特殊事情で警察官の数が多くなっているとか、そういう部分のことがあるのかなというふうに考えます。

ですから、逆に言いますと、この下のほうの大分、宮崎、鹿児島、熊本というのは大体同じような話で、今までの事件の状況であるとか、地形的なものだとか、面積だとかという形を含めて、やはり逆に言うと、1人当たりの人口という形になると、現在では負担が多いのではないかなというふうに考えております。

その2割以上という、先ほど言いましたように全国の501人にするにはというお話をいただきました。まさに、数としてそろえる部分では、その2割増が必要であると。基本的にはかなり困難というか、極めて困難というか、数字でもありますし、ことしの増員というものが全国で540程度の警察官が増員され

ておりまして、そのうちの、今回の場合特殊なんですけど、100人が福岡県警に例の暴力団対策で増員されているというような状況もございます。警察官1人を増員するに当たっては、もちろん県の予算も必要でありますけれども、国の予算にも連動してまいりますので、その中で、厳しい財政状況の中、すぐにとにかく、大きな数での増員というのは今後なかなか難しいのだろうと思っております。

ただ、その中で、このアピールをしているというのは、まさに状況としてはこうでありますので、少しでも増員を認めていただけるようにという形で608という数字を出して主張していきたいとか、お願いはしてまいりたいということでありまして、議員の皆様にも御理解をいただければという形でこういうふうになっているということでございます。

減少についていえば、まさに2012の取り組みの結果として、犯罪が、発生自体は減少しているということでございますので、それは成果を上げているということで理解をしていただくと大変うれしく思うところでございます。

以上でございます。

○前田憲秀委員 先ほど個人的な御見解ということで長崎の例もあったんですけども、鹿児島はもっと離島も抱えていますし、やはり背景的にはどうもなかなかこのグラフでいうと、何の背景があるのかなというのがまだちょっと疑問が残るところではあるんですけども、ただ、この数値、負担率といいますか、負担人口というのからすれば、やはり御苦労が多いのかなという認識はありますので、何らかの形で、これは少しでも改善できるようにやっていくべきだなと私も認識をさせていただきました。しっかり頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、その他に入ります。

その他で何かありませんか。

○荒木章博委員 大事なことだもんですからちょっとお伝えしておこうと思います。

プールで非常に重体、また、水死した子供たちがいる。実際こういう状況の中で、プール開放については、心肺蘇生の講習を受けた人じゃなければいけないとか、警備会社に依頼をするとか、しかし、その中でもPTAがついていなきゃいけない。そうすると、小規模校の学校になると、もう子供は泳がせぬで、もう管理はしないというような意見が出てくると思うんですね。そういったところで、そうすると、子供たちがやっぱり夏休みにプールで泳げないというのは、実際花園小学校で重体の子供が起きて、私も現地を見て、やっぱりそういったところの子供たちがストレスになると、その期間中。そういった対応の仕方というのを非常に厳格にやるのはいいと思うんですけども、そういう安全性についてどういうふうに教育委員会は考えられているのか、ちょっとお尋ねしたいのが1点です。

それともう一つは、不祥事がきょう2本載ってございましたけれども、この近くの中学校で47歳の先生が盗撮ですか、をやったと。許しがたき行為なんですよ。この先生は、21年間臨採になっているんですよ。臨採になって、そして高校を勤めてやめたんですよ。ただ、そういうやめた原因とか何とかを調査して、きちんとした、臨採であっても、それに準ずるような指導者として、教師として、臨採であっても、そういう人であっても

把握をやっぱりされているのかということをお尋ねしたい。いや、これは熊本市のことだから関係ないということもあるかもしれないけれども、そういうやっぱりお互いの県、市の連携なんかも考えていかれているのかということをお尋ねしたいというふうに思います。

○高野洋介委員長 まず、1点目のプールに関しては……。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。

プールの監視体制につきましては、安全性の確保というふうなことでございまして、今先生からございました心肺蘇生法の件とか、体制の人数の確保のほかに、連絡方法の確認、携帯電話を持って行ってすぐ連絡がとれること、あるいはプール開放時には必ずAEDを持参するとか、そういった安全性の確保について、昨年の熊本市での事故があった折には、PTAの会長名のところで、PTAのほうとも、教育委員会とも連携しながら、そういった文書を出したところでございます。そういった体制を整えることが必要かと考えております。

以上でございます。

○高野洋介委員長 次の……。

○山本学校人事課長 学校人事課でございます。

本日報道がなされておりました47歳の教員の方の事案でございますけれども、以前県立高校にお勤めということで、これについては処分の事例とかございませぬ。そういうことを採用のとき、日ごろから把握しているかということでございますが、私ども、いろいろそういう情報については収集しておりました、いろいろ経歴等については十分チェック

しながら、いろんな採用活動は行っているところでございます。

熊本市あたりから、そういう何か情報提供を求められたりすることがあれば、そういったことについてはお答えをしていきたいと思っておりますが、今回のこの事案については、特段そういうお問い合わせ等はあつてなかつたというふうに思っております。

○荒木章博委員 それと、和水町でも、いろいろ今まで悲惨な事件が起きて上川課長は大変だったろうと思いますし、教育委員会にもファクスで一応連絡が来ます。個人的に私のことを言うと、私のファクスの部屋は、一番奥の部屋でドアがあるんですよ。ですから、ファクスを送って、テレビで報道して、後からファクス、次の日見たということがあります。できれば、議員さんには、こうしてファクスを送ったよと、留守番電話でもいいですけども、何かそういう丁寧さがあつてもいいんじゃないかな。そしてまた、熊本に、こちらに来て、やっぱりあれだけの事件が起きたら、何らかの形で委員には説明をすべきだと私は思います。いかがですか。

○上川高校教育課長 先生御指摘のところは、配慮が足りませんでしたことはまことに申しわけありませんでした。今後十分配慮をしながら対応させていただきたいと思っております。申しわけありませんでした。

○荒木章博委員 もうきょうは1回目ですから余りいろいろ——たくさんありますけれども。

管理職の試験登載の問題で、熊本市がこの前やりました。100%から今度42.8%落ちましたね。同時試験をやりました。同時試験をやったら半分以下ですよ。全部100%だった。だから、教育長さん、今度5月にその担当の委員会で最終的な決議がされると思いま

すけれども、やっぱりこういう半分に落ちる。だから、先生方はぱっと上がっていますよ、一般の現場の先生方は、県の採用試験。

県警は、警視試験は現場の人も本部も一緒ですかね。一緒でしょう。ここは、県の教育委員会は試験問題が違う、試験日が違うものだから。だから、熊本市の場合は、昨年一緒にやったものだから、100%が半分以下になったんですよ。そして、一般現場の先生は5.6%が23%上がった。だから、先生方がやる気が出たんだ。勉強して、この試験は一般的には指導主任向けの試験だったんですよ。

しかし、非常に公平性が保たれているということで、先生方のやる気が起きていると。だから、先生方も忙しいんですよ、クラブ活動も含めて。しかし、やる気がある先生方は、公平、公正に判断をして、点数を見せて、試験問題今返していますけれども、返して、やっぱり公平、公正にやれば、先生たちはやる気も出ると思います。だから、私は厳しいことを言うようですけど、熊本県の子供たちのために、教育界のために、私はこれは5月にきちんとした対応をしていただければと最後をお願いをして、要望して終わります。

○高野洋介委員長 ほかにございませんでしょうか。

○松田三郎委員 教育長にちょっと、非常に基礎的な質問で恐縮ですけれども、私は過去に3回ほどこの委員会に属したことでありまして、文教治安常任委員会とっておりました。かねがね思っておりましたが、教育委員会の委員長というのは委員会に出席なさらないわけですよね。慣例によりなのか、何か理由があってなのか——場合によっては政策課長かもしれません。何か理由があったら教えていただければ……。

といいますのが、もちろん本会議には御出

席ですが、今の政権内部で教育委員会のあり方をいろいろ議論がなされておる。これは思うに、市町村の教育委員会を念頭に置いた議論なのかもしれませんが、ということは、我々がここでやっている議論をぜひ委員長にも、いろいろ復命とか御報告はあっているとは思いますが、そういうケースも必要だろうし、逆に我々が県民に聞かれて教育委員会の話をするときに、こういうところをアピールしたいというのが委員長のお考えの中にもあるときもあるかもしれませんので、場合によっては、また委員長に御相談して、何かそういう意見を交換する場、昨年あったと聞いておりますけれども、とか、別にここに呼び出してつるし上げようとか思っているわけではございませんが、何かもともとそうなのか、御存じの範囲でちょっと理由をお聞かせいただければと思います。

○田崎教育長 私も詳しいことは存じ上げておりませんが、本会議には委員長が出てこられると。委員会には、従来から委員長は出ずに教育長以下で対応しているという、どちらかという、我々は事務局、私の立場としては、教育委員でもありますけれども、教育委員会の事務局長という立場でもありまして、言うなら、事務局長という立場以下で出ているのかなと思っております。

昨年も、溝口委員長の文教治安常任委員会の際に、当時の文教治安常任委員会と教育委員会との意見交換会等もやられた経緯がございます。そういう機会をまた今後も持っていただければ、そういう中で、いろいろなやりとりとかいうのはできるのではないかなというふうには思っております。

基本、委員長というのは別に仕事を持たれて、うちの委員長ということではありませんけれども、そういう方が多いものですから、そういう配慮がなされているのではないかなというふうには思っております。

以上でございます。

○荒木章博委員 今の関連して。

教育委員長に関することなんですけれども、教育再生会議に蒲島知事は就任をされて、4月18日の新聞に、教育再生会議の教育長の権限、現在の田崎教育長の権限について、責任を今までの教育委員長でなくて、行政と、要するに権限を、責任を集中させるということで、教育再生会議では大まか話になったんだ。ただ、知事は、その教育長が権限を強く出るのには、教育界には異論をされておる。これは、熊本で言うんじゃないくて、教育再生会議で言うべきですよ。

○田崎教育長 それは、蒲島知事も教育再生会議の中でしっかり言われていまして、今回の第2次提言の中でも、蒲島知事が言われたことは文書としてちゃんと残ってございます。

○荒木章博委員 教育長はどう考えられますか、この意見には。

○田崎教育長 蒲島知事の意見としては、合議制の執行機関である教育委員会制度を基本的には維持しつつ、教育長、首長の任命によることとし——教育委員会規則の制定の改廃とか、具体的な教職員の人事の決定は教育長に委任するとか、今の現行制度で変えるべきところがまずはあるはしないかというのが蒲島知事の意見でございますけれども、私も同じ意見だということでお答えをしております。

○荒木章博委員 私はそれでいいんですよ。ただ、教育委員長を、今の時点では教育委員長を任命するときに、任命する権者は知事なんですよ。教育長じゃないですよ。

○田崎教育長 教育委員……。

○荒木章博委員 済みません、教育委員を選任するときは知事が提案をするわけですね。ただ、今の時点、今の時代は、教育委員会が交渉されたりしているもんだから、そういうのはきちんと僕はやるべきだということですよ。それがきちんとできて、教育長が教育委員に指名される、将来教育委員長になるべき人に対して、どういった考えで、どういった政策で、どういったいじめとか、そういうのに今の教育現場どうなっているのかということを探ねて任命されれば、教育再生会議の言うのは僕は反対です。ただ、今それができていないから私は知事がやるのはおかしいと僕は思います。

以上です。終わります。

○高野洋介委員長 ほかにございませんでし
ょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたします。

それでは、これをもちまして第2回教育警察常任委員会を閉会いたします。

委員各位、執行部の皆さん大変長い時間お疲れさまでございました。

午後5時5分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

教育警察常任委員会委員長